

独立行政法人 工業所有権情報・研修館の  
令和6年度における業務の実績に関する評価

経済産業省

様式1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館				
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第六期）			
	中期目標期間	令和6年度～令和9年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	経済産業大臣				
法人所管部局	特許庁	担当課、責任者	総務課長 亀井 明紀		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将		
3. 評価の実施に関する事項					
評価のために実施した手続きについては、次のとおり。					
・令和7年6月27日（金）及び令和7年7月3日（木）にて、経営に関する有識者及び評価に関する有識者から意見を聴取。					
・令和7年6月27日（金）工業所有権情報・研修館理事長から意見を聴取。					
・令和7年6月23日（月）工業所有権情報・研修館監事から意見を聴取。					
4. その他評価に関する重要事項					
—					

様式1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
評定に至った理由	「経済産業省独立行政法人評価基本方針」に基づき、項目別評定は「知財課題発掘」業務はA、「情報インフラ整備」業務はB、「知財人材育成」業務はB、「特許行政への貢献」業務はB、「業務運営の効率化に関する事項」はB、「財務内容の改善に関する事項」はB、「その他業務運営に関する重要事項」はBとし、各項目別評定やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体の評定をBとした。	B		

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、「知財課題発掘」は、初期の目標を上回る成果を達成している水準と判断し、「A」とした。「情報インフラ整備」、「知財人材育成」及び「特許行政への貢献」は、基幹目標を含む全ての定量的指標において所期の目標を上回っており、定性的指標も各事業の成果・インパクト等を勘案し、初期の目標を達成している水準と判断し、「B」評定とした。II. 業務運営の効率化に関する事項、III. 財務内容の改善に関する事項、IV. その他業務運営に関する重要事項についても、いずれの項目も中期計画で定められた内容が適切に実施されていることから、それぞれ評定を「B」とした。以上を踏まえ総合的に勘案した結果、全体の評定を「B」とした。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>(理事長からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだまだ INPIT を知らない事業者も多く、そのような事業者は知財経営支援を受ける機会を損失してしまう。そこで、令和6年度はプッシュ型の周知活動を積極的に行ってきました。支援策も多様な取組を行っていることを周知していきたい。対内的にも職員にMVV（ミッション・ビジョン・バリュー）をしっかりと伝えていくことで、職員のエンゲージメントを高めていきたい。</li> </ul> <p>(監事からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の達成に向けて、定量指標・定性指標の進捗状況を月次で管理し、理事長のリーダーシップのもと着実に進めている。INPIT に課題や質問を行ったときも適切に回答してもらえる。</li> <li>・知財政策をどうするのか、地域格差をどう是正していくのか、という観点で取り組んでいくことが重要。新たに実施する事業については、既存の INPIT の施策とどうリンクさせていくかが重要になる。</li> <li>・関係機関との連携に関しては発展途上。それぞれの機関で対応する仕組みが異なる中で、経営者の困りごとの解決にどのように協力していくのか、今後も考えていくつてもらいたい。</li> <li>・予算管理業務で、紙を使っているものもまだ多いので、今後、データ共有の方法なども考えてもらいたい。財務諸表はしっかりと作られている。</li> <li>・SNSなどを積極的に使って認知度を上げようとしている。また、MVV やスローガンを作成するなど、外部への発信能力を高めようと努力している。</li> </ul>
その他特記事項	—

様式1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No	備考
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
<b>I．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>						
1. 知財エコシステムを支える知財 課題発掘一知財形成一知財の戦 略的活用のワンストップ支援	A○				I－1	
2. 知財エコシステムを支える産業 財産権情報インフラの整備とそ の利活用	B○				I－2	
3. 知財エコシステムを支える人材 育成	B○				I－3	
4. 世界最速・最高品質審査を始め とする特許行政への貢献	B○				I－4	

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No	備考
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
<b>II．業務運営の効率化に関する事項</b>	B				II	
<b>III．財務内容の改善に関する事項</b>	B				III	
<b>IV．その他業務運営に関する事項</b>	B				IV	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項					
I－1	知財エコシステムを支える知財課題発掘－知財形成－知財の戦略的活用のワンストップ支援				
関連する政策・施策	知的財産政策			当該事業実施に係る根拠 (個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 三 工業所有権の流通の促進を図るために必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。 六 中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。 七 中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るために必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。 十 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】指標1－2 【困難度：高】指標1－2、1－4			関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：003902）

2. 主要な経年データ							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
関係機関との連携件数	中期目標期間中、毎年度 12,000件以上	12,000件以上	15,468件 (128.9%)				予算額（千円）	6,349,286			
関係機関との連携による課題解決に相当程度寄与した割合【重要度高・困難度高】	中期目標期間中、毎年度 のサンプル調査でサンプル数の50%以上	50%以上	59.6%				決算額（千円）	5,306,744			
伴走型支援を行った企業数	中期目標期間累計200社 以上 【令和6年度：50社以上】	223社 (前中期目標期間 累計値)	60社 (120.0%)				経常費用（千円）	5,618,868			
伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数	中期目標期間終了時までに累計50社以上	54社 (前中期目標期間 最終年度値)	-				経常利益（千円）	1,079,508			
							行政コスト（千円）	5,618,868			
							従事人員数	30人			

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和6年4月1日時点の数字。



### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画																											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
	主な業務実績等	自己評価	評定	A																							
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評価に至った理由>																								
【1-1】関係機関との連携件数: 毎年度12,000件以上	【1-1】関係機関との連携件数について、令和6年度は、目標値12,000件に対して15,468件(128.9%)の連携を行った。	評定: A 根拠: 困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評定はAとした。	定量的にAの基準を満たしている。当該法人の業績向上努力により、関係機関との連携強化の活動を精力的に行い、ワンストップの知財経営支援の浸透に貢献するなど質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評定と判断した。																								
【1-2】関係機関との連携により、経営や事業戦略の解決に相当以上寄与した割合: サンプル調査でサンプル数の50%以上【重要度高・困難度高】	【1-2】関係機関との連携により、経営や事業戦略の解決に相当程度寄与したケースについてサンプル調査を行い、令和6年度は、目標値50%に対して59.6%を達成した。	☆1. 全国47都道府県に設置している知財総合支援窓口は、知財に関する各種相談の最初の入り口として、ごく初步的な相談から高度な相談、さらには加速的支援対象の発掘まで、多様な相談メニューへの対応が期待されている。さらに、地域の関係機関との連携の要という役割も担っている。こうした業務を円滑に行うために、窓口の担当者やその統括である各窓口の事業責任者に対しては、INPITの担当部署の指揮の下、窓口機能強化事業の委託事業者が、しっかりととした研修と丁寧なマニュアルとオンラインシステムによる管理を行っている。それが、今年度の相談実績(→業務実績(a)の表)、知財戦略エキスパートへのスムースな支援依頼のつなぎ(→(b)の表)、そして関係機関との連携数や加速的支援数(→指標【1-1, 1-2】)にも表れた。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —																								
【1-3】伴走型支援を行った企業数: 中期目標期間累計200社以上、令和6年度50社以上	INPITのミッションである「『知』を芽吹かせ、共に価値にする」のための基幹的業務として、知財課題発掘・知財の戦略的活用のワンストップ支援を以下のように実施した。 (a) 中堅・中小・スタートアップ企業等における知財の課題発掘から知財の戦略的活用まで支援する知財総合支援窓口を47都道府県に設置し、知財経営支援の核として、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門家も活用しつつ相談対応を実施した。その中で、次項以降に述べる、(1)関連機関との連携、(2)伴走支援などのより特化した事業も実施した。	☆2. 知財経営の様々な課題に対し、高度な専門的知識と長年の経験に基づいて助言を行う知財戦略エキスパートは、INPITの知財経営の支援に欠かせない存在になっている(→(b))。実際、平均で約90件/人・年の個別支援での助言(うち、平均約20件/人・年が関係機関との連携支援案件→(1)(b))に対しては、支援を受けた企業だけでなく、関係機関からの評判も高く、それが関係機関からの107件もの知財戦略エキスパートのセミナー講師派遣の依頼に表れている。	<その他の事項> (経営に関する有識者からのコメント) ・知財戦略エキスパートの取組は貢献度が高い印象を持っている。 ・知財総合支援窓口は、相談業務だけでなく、事業に関わる様々な研修やセミナーも実施しているので、他の機関の良い取組も取り入れていけばいい。 ・知財エコシステムに中小企業庁も加わり、関係機関と連携して幅広く活動している。このような取組が広がっていけばいい。 ・中小企業支援を緻密に行っていると評価できる。																								
<その他の指標>																											
【1-5】関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する(関連指標: 【1-1, 1-2】)。																											
【1-6】関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増やし、事例を用いた研修、知財セミナーの実施、周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する(関連指標【1-1, 1-2】)。	<b>企業、大学、研究機関等からの海外展開、営業秘密管理、産学連携及びスタートアップに関する専門的な相談に対応するため、これらの知財戦略について高度な知識及び経験を備える専門人材(以下「知財戦略エキスパート」という。)を本部に16名、近畿統括本部に4名配置し、知財総合支援窓口とも連携し、海外展開知財支援窓口、営業秘密支援窓口、アカデミア知財支援窓口及びスタートアップ知財支援窓口、近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口への相談を受け付ける体制を整備し、専門性の高い助言(関連指標【1-8】)を以下のように実施した(その他の助言実績については(3)(d)にも記載)。	☆3. 関係機関との連携による支援に関しては、互いの支援先の紹介による支援先の効率的拡大だけでなく、支援の質の向上にも貢献していることが、指標【1-2】のためのヒアリング調査でわかつてきた(→(1)(①)																									
【1-7】伴走型支援の成功事例を収集し、単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り等の	【相談実績】 <table border="1"><tbody><tr><td>窓口対面</td><td>22,860回</td></tr><tr><td>電話相談</td><td>32,888回</td></tr><tr><td>メール・FAX</td><td>29,117回</td></tr><tr><td>出張訪問</td><td>18,635回</td></tr><tr><td>その他(Webでの対応)</td><td>11,493回 (5,058回)</td></tr><tr><td>合計</td><td>114,993回</td></tr></tbody></table> 【支援実績(窓口別)】 <table border="1"><tbody><tr><td>INPIT 本部</td><td>海外展開知財支援窓口</td><td>429 件</td></tr><tr><td></td><td>営業秘密支援窓口</td><td>267 件</td></tr><tr><td></td><td>スタートアップ知財支援窓口</td><td>223 件</td></tr><tr><td></td><td>アカデミア知財支援窓口</td><td>242 件</td></tr></tbody></table>	窓口対面	22,860回	電話相談	32,888回	メール・FAX	29,117回	出張訪問	18,635回	その他(Webでの対応)	11,493回 (5,058回)	合計	114,993回	INPIT 本部	海外展開知財支援窓口	429 件		営業秘密支援窓口	267 件		スタートアップ知財支援窓口	223 件		アカデミア知財支援窓口	242 件		
窓口対面	22,860回																										
電話相談	32,888回																										
メール・FAX	29,117回																										
出張訪問	18,635回																										
その他(Webでの対応)	11,493回 (5,058回)																										
合計	114,993回																										
INPIT 本部	海外展開知財支援窓口	429 件																									
	営業秘密支援窓口	267 件																									
	スタートアップ知財支援窓口	223 件																									
	アカデミア知財支援窓口	242 件																									

<p>プロセスを分かりやすく示し、「稼ぐ力」の向上に貢献する（関連指標【1-3】）。</p> <p>【1-8】中小企業者・試験研究機関等に対して、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p> <p>【1-9】産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーションの促進に貢献する。</p> <p>【1-10】工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつワンストップ知財支援の実現及びイノベーションの促進に貢献する。令和6年度は事業実施のための準備を行う。</p>	<table border="1" data-bbox="765 98 1581 197"> <tr> <td>近畿統括本部</td><td>関西知財戦略支援専門窓口</td><td>650件</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>1,811件</td></tr> </table> <p>注) ・関連機関との連携支援の実績（内数）は(1)(1)(b)に記載 ・INPITの事業に関連した助言実績（外数）は(3)(d)に記載</p> <p>その他に、知財戦略エキスパートを講師とした企業、大学、研究機関等に対するセミナーの開催（8回）、中小企業等の支援機関が実施するセミナーへの講師派遣（107回）を実施した。さらに、知財の重要性や知財戦略エキスパート支援の普及・啓発を図るための動画を4本制作し、INPITのeラーニングサービス（以下、IP ePlatという。）にて配信した（関連指標【3-1】）。&lt;c&gt; 中小企業等における「知財の気付き」を促し、知財総合支援窓口等の活動を周知するため、INPITの知財総合支援窓口ホームページ（以下、知財ポータルという。）において支援の好事例を126件紹介した。さらに、地域団体22の権利者団体に対して地域団体商標カードを新規発行し（累計180種）、地域団体商標カードのさらなる普及を図るべく、カードを作成した伊豆長岡温泉旅館協同組合の取組を紹介する動画の制作、YouTube INPIT channelでの配信、及び特許庁商標課が開催した地域団体商標権者を対象とする地域ブランドフェスタに協力した。</p> <p><b>(1) 関係機関との連携</b></p> <p>① 地域関係機関と連携した支援の強化</p> <p>(a) 知財総合支援窓口のネットワークを活用し、特許庁、経済産業局、日本弁理士会地域会及び各地の商工会議所と協力してきた実績に基づき、令和5年度に特許庁・INPIT・日本弁理士会・日本商工会議所で締結した「知財経営支援ネットワーク」構築のための連携協定に、今年度はさらに中小企業庁も加わり（以下、五者連携という。）、その組織的連携に経済産業局も加わり、以下のような活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ブロック（複数の都府県の知財総合支援窓口の統括）の特徴を生かした「地域知財経営支援ネットワーク」の活動を促進させるため、地域ブロックごとに各支援機関の実務者レベルの「知財経営支援ネットワーク（実務者）連絡会議」及び「各地域の商工会議所と知財総合支援窓口の相互訪問」等を実施し、ネットワーク活動促進に向けた議論と行動計画策定を行った。また、INPIT本部でも日本弁理士会及び弁護士知財ネットと定期的な会合を開催し、知財総合支援窓口に配置する専門家の推薦体制、及びその運営状況の把握や課題等の解決について協議した。それらに基づき、知財総合支援窓口では、各支援機関及び専門家と連携した支援を実施した。</li> <li>・ 中小企業庁のよろず支援拠点や中小企業基盤整備機構との相談案件の受渡しや双方担当者同席による支援などの連携を進めることで、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化、支援を推進するための体制構築ができ、多くの支援を共同で実施した。</li> <li>・ 地域知財経営支援ネットワークの連携強化を図り、中小企業等への一気通貫の伴走支援等を行う特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業」に参加し、事業目的の達成に寄与した。</li> <li>・ 北海道経済産業局との連携案件では、北海道経済産業局が協業相手の探索を支援し、知財戦略エキスパートが知財面の助言を行った。</li> <li>・ 大阪・関西万博までに、知財を稼ぐ力にして経営を行う企業を関西で多く創出することを目的に近畿経済産業局が中心となり、日本弁理士会関西会及びINPIT-KANSAIと関西知財活用支援プラットフォームを形成し、5社に対して支援を実施した。さらに、支援の成果を周知する成果発</li> </ul>	近畿統括本部	関西知財戦略支援専門窓口	650件	合計		1,811件	<p>(c))。貢献自体はかなり個別的で、総合的な分析は今後の課題だが、たとえば、以下のような例が特徴的である：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関との連携：金融機関が事業発展のための幅広い視点での対象企業の課題整理を先導したため、INPIT側は、その中の知財に関する課題に焦点を絞ることができ、短期間での成果につながった。</li> <li>・ よろず支援拠点や商工会議所との連携：商品開発において、商品のターゲットをどのように定めるのか等の販売戦略策定に関するアドバイスをよろず支援拠点の専門家から頂いたことで、商品のネーミングやデザインの議論が進み、効果的な商標や意匠の戦略を立てることができた。</li> </ul> <p>☆4. 関係機関の支援人材に対する知財経営に関する研修</p> <p>では、地域や関係機関、ならびに受講者の経歴やレベルに応じた研修を実施した。また、成功事例だけでなく、失敗事例の紹介や、参加者に合わせた仮想事例を用いたワークショップ型の研修の実施など、研修内容にも工夫を加えた。その結果、以下のような評価を頂いた：（関連指標【1-6】）</p> <p>（商工会議所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財に関して意識していなかったリスク（例：展示会出展時、海外展開時のリスク）を知ることができた。</li> <li>・ 産業財産権について、色々な対応方法（例：商標権の先使用権など）があることを知ることができた。</li> <li>・ 知財について意識しないことが多かったが、知財が経営戦略の重要な鍵の一つであることが実感できた。</li> </ul> <p>（金融機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財は無形資産であり、その中には特許権のような産業財産権だけでなく、営業秘密として守るべき知財も重要であることが実感できた。</li> <li>・ J-PlatPatという無料ツールを使えば、既往取引先や新規開拓企業の知財情報を得られる事を知った。</li> </ul> <p>☆5. 加速的支援の効果に関する事例集作成にあたり（→(2)(b)）、加速的支援が終了した企業を対象に、事業成長を確認するためアンケートとヒアリングを実施し、売上向上、新製品の上市、社内体制構築などの観点からの変化、そしてそれに伴っての経営者の意識変化（支援開始時、支援中、支援終了後）を調査した。</p>
近畿統括本部	関西知財戦略支援専門窓口	650件						
合計		1,811件						

表会を3月に実施した。

(b) その他の機関との連携に関して

- ・関係機関との連携の中で、海外展開、営業秘密管理、産学連携、スタートアップ創出等における知財戦略などの高い専門性が必要となる支援に関しては、知財戦略エキスパートが参画し助言を行った（関連指標【1-8】）。

【知財戦略エキスパートの参画件数】

特許庁	38件	中小機構	37件
経済産業局	65件	NEDO	4件
地方自治体	57件	その他	157件
JETRO	39件		
合計			397件

注：〈b〉記載の実績の内数

- ・特許庁、JETROと合同で「海外展開の魅力と落とし穴～知っておきたい海外ブランド戦略～」を実施した。
- ・経済産業省でIPA等が参加して行われる「営業秘密官民フォーラム」の第10回会合において、営業秘密支援窓口の相談・支援実績を説明するとともに、INPITで制作した動画も使いながら、INPITの営業秘密支援について紹介した。
- ・社会課題解決に向けたイノベーション創出を支援するため、関西に所在する国8機関（産総研、JETRO、NEDO等）によるオープンイノベーション支援プラットフォーム「関西・共創の森」に加わり、その枠組みの下でのマッチングイベントや情報提供セミナーの開催（8回）や展示会へ出展（2回）を通じ、知的財産活動の必要性やINPITの支援活動を発信した。
- (c) 以上の取り組みの結果、関係機関との連携に関して以下のような実績を挙げることができた（関連指標【1-1】）。

【連携実績（機関別）】

よろず支援拠点	3,440 件	公設試	758 件
中小企業支援センター	3,469 件	金融機関	1,524 件
商工会議所	1,785 件	その他	2,991 件
商工会	1,501 件		
合計			15,468 件

- こうした実績の効果についても調べるため、以下のようなサンプル調査を行った結果、ヒアリングを行った337社のうち201社（56.9%）の企業から「経営課題解決へ相当程度の貢献」があつたとの回答を得た（関連指標【1-2】）。
- 調査対象：令和5年度と6年度の両方で知財総合支援窓口が支援をしており、少なくともいずれかの年度で連携支援が行われた企業の2,735社のうち、統計的に有意な数の337社を任意に抽出してヒアリングを行った。
- 「経営課題解決へ相当程度の貢献」の判断基準：以下の観点に基づく定量情報の把握と対外的効果等の把握をもって判断基準とした。①売上や純利益（定量）、②従業員規模（定量）、③事業規模・対外的評価（定性）、④知財活動への効果（定性）、⑤事業上の効果（定性）。

その結果、変化をもたらす手法とその効果について、次に列挙するようなヒントが得られ、それをアピールする代表的な11社を事例集（文書10社、動画2社）として発信した。

- ・強みの整理→事業戦略→知財戦略：BtoB業務がメインで、社内アイデアを製品化する機会が少なかった。また自社ブランド整理ができていなかった。自社の強みの整理と事業戦略の構築により、知財戦略も構築でき、優先順位も明確にできたため、課題を一つづつこなせ、新商品開発もできた。その中で、社員も知財の重要性や活用についてOJTで学ぶことができた。
- ・ターゲット市場の選択→販路開拓：受託事業中心であったため、事業戦略・知財戦略についての知見がなかった。また、販路開拓がうまくいかず、苦しくなっていたところ、加速的支援の実施により、中長期的な事業戦略及び事業戦略に基づく知財戦略策定ができ、ターゲット市場の選択と集中に取組み、同社製品の販売先の見通しが立つようになった。
- ・権利化→信用力向上：新たな分野への事業転換を図っていたが、知財権を取得できていなかった。事業戦略に基づく知財の権利化について助言を受け権利化したこと、協力機関・会社からの信用と関係が強化され、売上増にもつながった。
- ・知財を中心とした社内議論→組織作り：知財意識がほとんどない会社だったが、知財戦略構築、模倣品対策など技術の活かし方、守り方を学んだことにより、経営者の意識が変化した。また、企業アイデンティティの定義などを経営陣だけでなく若手も議論に参加して行ったことにより、社全体の知財意識の高まりやコミュニケーションの大切さへの気付きなど、組織づくりにも貢献した。
- ・自己流に対する指導→体制整備：事業計画の策定や営業秘密管理に関してはある程度やって来たと考えていたが、事業戦略の策定では、経営デザインシートの活用を助言され、これまでと全く違う視点や戦略が見えてきた。また、営業資産及び知財情報について十分管理できていなかったことが判明し、別途、知財戦略エキスパートの支援も受け、営業秘密管理体制を構築することができた。

☆6. 上記の加速的支援の事例紹介は、中小企業等に知財

<p>・関係機関との連携支援を普及させるため、支援対象の増加ならびに関係機関の方々への啓発を目的とした動画を2本制作し、知財ポータル及びYouTube INPIT channelで発信した（関連指標【1-5】）。制作にあたっては、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた特徴的な連携支援事例を2件厳選し、支援内容や連携支援の具体的なメリットなどについて明解に説明する内容となるよう工夫した。</p> <p>②連携促進のための情報発信・人材育成</p> <p>(a) 関係機関において知財経営に理解を持った支援人材を増やすことを目指し、関係機関の担当者を対象とする研修を50回実施した。うち、中小企業の経営面の支援を担っている商工会議所経営指導員に対しては17回、金融機関の職員に対しては15回、自治体職員に対しては8回実施した。こうした研修では、知財制度の解説から踏み込んで、地域事情や各関係機関の担当者に多く寄せられる相談事項に関する事項を念頭に置き、相談の仮想事例及び中小企業の事業戦略や海外展開において知財マネジメントが重要な役割を果たした事例等をもとにした教材を使ったワークショップを行い、関係者の知財マインドの醸成を目指した工夫を行った。また、今年度は、経験年数の浅い経営指導員等に対して、知財マネジメント、プランディング、ワークショップ、キャリア研修など中小企業への経営支援に活かせる内容のセミナーも実施した。（関連指標【1-6】）</p> <p>・関係機関が行っている中小企業等向けのセミナーに対する講師派遣及びセミナーの共同開催を54回実施した。セミナーでは連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた説明や仮想事例を用いたワークショップ等を行い、受講者だけでなく、関係機関の担当者も知財の重要性に関する気づきを得られる機会を提供した。</p> <p>(b) 地域の関係機関等との間で連携活動の拡大を図り、中小企業等に対する支援機能を相互補完しつつ、総合的な支援体制を構築することを目的として、知財総合支援窓口による関係機関との連携会議を67回開催した。会議では各地域の特徴を踏まえた課題等に対して、参加した関係機関と情報交換を実施することにより、各々の支援活動の在り方をワークショップなど実施することによる情報の共有と交換等ができ、各地域での連携強化を図ることができた。</p> <p>(2)伴走支援と知財経営成功事例の創出</p> <p>(a) 知財総合支援窓口等の支援対象となった中小企業、スタートアップ企業等のうち、成長が期待できる有望企業に対して、事業の具体的な成長を図るために、経営上の課題を抽出し、支援計画を定め、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家、ブランド専門家等の多様な専門家からなるチームで助言する伴走支援（以下、加速的支援という。）を60社に対して実施した。</p> <p>(b) 加速的支援では、事業成長に向けた①経営課題の抽出、②それに対する知財戦略を含む経営戦略の実施計画書の作成、③計画書に基づく適切な専門家の活用、といった知財経営の模擬的実施を（専門家の派遣を含め）数か月集中的に行う伴走支援を実施する。こうした知財経営の重要性を多くの中小企業等に認識してもらい、自ら適切な専門家を活用しながら知財経営を実施するためのツールとなるべく、加速的支援の紹介資料を作成した。資料作成にあたっては、加速的支援終了の企業の中から著しい進展が認められた企業を10件選び、各社ごとに成功の鍵となる点をわかりやすい資料にまとめ、さらに動画も2本制作した。これらについては、知財ボ</p>	<p>経営の重要さとノウハウを伝えることを目標に作成したが（関連指標【1-7】）が、知財総合支援窓口の担当者を含め、関係機関の支援者にも重要な気付きを与える教材であると考え、今後の支援者の研修会等でも利用する計画である（関連指標【1-5, 1-6】）。</p> <p>☆7. 研究成果の社会実装に向けた公募型の支援事業では、その支援対象者から以下のような評価を得たこともあり、十分な成果を挙げられたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・iAca事業：2月に実施したアンケート調査では、すべての支援対象から、研究成果の社会実装に向けての活動を進展させるために役立った又はある程度役に立ったと回答があった。その理由として「学術的な視点での助言は他からも得られるが、事業化に向けた知財戦略の助言は受けられる機会がなく、非常に役に立った。」等のコメントを頂いた。</li> <li>・iNat事業：2月に実施したアンケート調査では、すべての支援対象から、研究成果の社会実装に向けての活動を進展させるために役立った又はある程度役に立ったと回答があった。その理由として「複数の大学や企業が参画するプロジェクトにおいて、成果を整理しながら有益な特許網の構築／知財管理体制の構築に関しての支援が有効だった。」等のコメントを頂いた。</li> <li>・IPAS事業：2月に実施したアンケート調査では、全てのスタートアップが、自社の事業の進展に役に立ったと回答した。その理由として、「知財・ビジネス両輪での支援が役に立った」、「事業戦略と知財戦略とが連動した」等のコメントを頂いた。</li> </ul> <p>☆8. 研究成果の社会実装に向けた3つの支援事業を実施する中で、大学等の抱えている課題についても見えてきた。その中で特に、研究成果の社会実装を目指す際のパートナーとなる企業の探索に課題を持っている研究者及び研究機関が多いことが判明した。一方で、IPランドスケープ支援事業（I-2(2)）とその展開の中で、IPランドスケープのような解析がパートナー企業探索にも活用できるとの感触を得た（→ I-2自己評価☆6）。そこで、その可能性を調査するため、今年度「特許情報を活用した大学等の企業連携促進調査事業」を実施し、その成果として、「大学のための企業連携提案マニュアル」を作成した。今後は、これを用</p>
---	--

<p>ータル及び各知財総合支援窓口で公表し、各経済産業局、日本弁理士会のメルマガ、日商メルマガでの配信、さらには、「つながる特許庁」などのイベントでの配布など、様々な方法で周知を実施した（関連指標【1-7】）。</p> <p>(c) 産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者からの依頼に備えて、知財戦略エキスパートが、必要に応じ指定金融機関、中小機構、計画認定省庁と連携して、知財活用に関する助言を行う体制を整備した（関連指標【1-9】）。</p> <p><b>(3)大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</b></p> <p>(a) 大学等における研究成果の社会実装のための知財支援事業iAcaにおいて、スキーム①「シーズの発掘と出口戦略の策定支援」、スキーム②「優れたシーズの事業化に向けたスタートアップの創出支援」、スキーム③「企業との共同研究における知財マネジメント支援」の3スキームごとに支援対象の募集を行い、全体で74件の応募の中から40件を採択し、知財戦略プロデューサー（以下、知財PDという。）を、27大学・1国研に派遣して助言などの支援を行った。</p> <p>(b) 競争的な公的資金が投入され革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト（以下、国プロという。）等における研究成果の社会実装のための知財支援事業iNatにおいて、スキーム①「国プロを推進する大学等の研究開発機関等への知財PD派遣」とスキーム②「国プロの資金提供元として国プロをマネジメントするファンディングエージェンシーへの知財PD派遣」の2スキームで支援対象の募集を行い、新たに37件の応募の中から23件を採択し、昨年度からの継続の29件と合わせ、52件のプロジェクトに対して知財PDの派遣を行った。</p> <p>(c) 創業期スタートアップにおける知財戦略構築を支援するIPAS事業において、ビジネスモデルや成長戦略の構築、それに即した知財ポートフォリオの構築や権利化などの知財戦略等に関する助言を行うために、ビジネスの専門家及び知財の専門家で構成される知財PDチームを派遣し、18社（応募数49社）の創業期スタートアップを支援した。3月には、支援成果を発表するフォーラム（Demo-Day）を開催し、支援を行ったスタートアップが、ベンチャーキャピタル等のスタートアップ支援関係者の前で自社宣伝を行う機会を提供した。</p> <p>(d) 上記の知財支援事業の中で不採択となった者のうち、スポット的な支援を希望した41件（iAcaスキーム①：14件、iAcaスキーム②：8件、iNatスキーム①：1件、IPAS：18件）に対しては、知財戦略エキスパートが产学研連携及びスタートアップ創出に関する専門的助言、スタートアップのビジネスモデルに沿った知財戦略策定への助言を行った。</p> <p>(e) 産業競争力強化法における特定新需要開拓事業活動計画OCEANの認定を受けた9企業・大学に対して、知財戦略エキスパートが経済産業省、NEDO、JSA等と連携して、当該企業・大学が構想する事業戦略等を踏まえつつ、権利取得や知財活用の方針も含むオープン&amp;クローズ戦略の策定に関する助言を行った（関連指標【1-9】）。</p> <p><b>(4)工業所有権の保護及び利用を図るための助成</b></p> <p>(a) INPIT法第十二条第七号に追加された中小企者・試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助成業務については、海外への事業展開等を計画している中小企業者等に対して、海外における発明、実用新案、意匠または商標の権利化のための出願等に要する経費の一部を助成する事業の令和7年度からの実施に向けて、関係規程等の整備及び委託事業者の入札手続等事業実施に向けた準備を行なった。</p> <p>(b) 産業競争力強化法第三十四条の二及びINPIT法第十二条第一項第十号に追加された常用従業員</p>	<p>いて大学等の研究者やURA等支援者への啓発活動を進めて行くとともに、今後のiAca事業の発展にも活用していく計画である。</p>
--	---

	<p>数2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）のうち、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な特定中堅企業者により策定された成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定した場合、当該事業再編計画の実施に必要となる知的財産の観点からの調査・分析に要する経費の一部を助成する事業の令和7年度からの実施に向けて、関係規定等の整備を行った。</p> <p>(c) INPITの既存施策とのシナジー効果を発揮するよう知財の戦略的活用の強化を行なうとともに、中小企業等が知財経営を実践する上で抱えている諸々の課題解決の手段として、助成事業を窓口として既存支援施策へつなぐことにより効率的な事業の実施を通じたイノベーション促進に貢献する体制構築の準備のため、知財戦略エキスパートに対して助成事業に係る研修を実施するとともに、助成事業に係る紹介チラシを作成し、全国の知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口等支援相談窓口担当者に配布した。</p>	
--	--	--

#### 4. その他参考情報

知財総合支援窓口に係る事業（知財総合支援窓口事業、窓口相談支援事業、及び窓口機能強化事業）において、概算契約の確定減によりそれぞれ相応の不用が生じたこと、また、大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業、スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業において、一般競争入札により契約金額が予定を下回るなどして、予算額と決算額に乖離が生じた。なお、これらの乖離は、「知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援」の項目に影響を及ぼすものではない。

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項													
I－2	知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用												
関連する政策・施策	知的財産政策				当該事業実施に係る根拠 (個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。							
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】指標2－2 【困難度：高】指標2－2、2－4			関連する政策評価・行政 事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：003902）								
2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	予算額（千円）	令和 6年度	令和 7年度				
J-PlatPat の普及状況 (①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数)	中期目標期間中、毎年度 22,000 件以上	令和2～4年度の 平均値合計	43,962 件 (199.8%)				1,674,993						
J-PlatPat の企業活動等 における利活用状況について、利活用できた割合 【重要度高・困難度高】	中期目標期間中、毎年度の サンプル調査でサンプル数 の2/3以上	利用者が J- PlatPat を企業等 の知財活動に有効 に利活用した割合	83.6%				1,488,908						
IP ランドスケープ支援企 業数	中期目標期間中、毎年度 80 件以上	支援可能な専門人 材の人的リソース を最大限活用した 場合の年間実績可 能件数	99 件 (123.8%)				1,686,678						
IP ランドスケープ支援企 業の中で、企業の戦略策 定に活用できた件数【困 難度高】	中期目標期間中、毎年度 40 件以上	過半数の 40 件以 上	44 件 (110.0%)				209,097						
							行政コスト（千円）	1,686,678					
							従事人員数	17 人					

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和6年4月1日時点の数字。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<主な定量的指標> 【2-1】特許情報プラットフォーム J-PlatPat の普及状況 (①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数) : 毎年度 22,000 以上 【2-2】J-PlatPat が企業活動等で具体的に利活用できた割合 : サンプル調査でサンプル数の 2/3 以上【重要度高・困難度高】 【2-3】IP ランドスケープの支援企業数 : 毎年度 80 件以上 【2-4】IP ランドスケープ支援企業の中で、企業の戦略策定に活用できた件数 : 每年度 40 件以上【困難度高】 <その他の指標> 【2-5】J-PlatPat の「プッシュ型」の普及活動を強化し、ユーザーの声に基づき、マニュアル等を常時改善していく。(関連指標 : 【2-1】) 【2-6】IP ランドスケープ支援が有効であった事例を分析し、「自走モデル」として公表する準備を実施するとともに、IP ランドスケープ実施における課題等について、特許庁の政策立案へのフィードバックを充実させる。	<p>&lt;定量的指標に対する業務実績&gt;</p> <p>【2-1】特許情報プラットフォーム（以下、J-PlatPat という。）の普及状況について、令和 6 年度は、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、目標値 22,000 に対して 43,962（199.8%）を達成した。</p> <p>【2-2】J-PlatPat における一般利用者及び csv ダウンロード登録者に対し、2025/1/15～2025/2/14 の期間でアンケートを実施。回答において、母集団は回答者全員とし、J-PlatPat で得られた情報を用いて J-PlatPat を利活用している目的を達成できていると回答し、かつ J-PlatPat で提供している機能を有効利用できていると回答した割合を具体的に利活用が出来た割合として集計。その結果 83.6% となり、目標の 2/3 以上を達成した。</p> <p>【2-3】知財情報の重要な活用の一つである IP ランドスケープ（企業等の経営において、知財情報も活用して分析し、企業の強みを生かした事業戦略や課題解決策を策定すること、以下、IPL という。）の支援を、目標値 80 件に対し、99 件（123.8%）実施した。</p> <p>【2-4】上記の IPL 支援実施企業に対し、ヒアリング形式によるフォローアップ調査を行い、44 社の企業において支援の結果が企業の戦略策定に活用できたことを確認できた。</p> <p>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</p> <p>①特許情報プラットフォーム等による安定した情報提供</p> <p>(a) 安定的な運用に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス中断の恐れがあるインシデント等を常時モニタリングし、運用会議等において対応方針の決定、対応状況の確認等を行うことによって、安定的なシステムの稼働を行った。</li> <li>システムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた。</li> <li>その結果、今年度を通じて J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の年間稼働率では、計画停止（メンテナンス）を除き 100.0%（小数第 2 位四捨五入）を達成した（関連指標【2-2】）。</li> </ul> <p>(b) J-PlatPat の改修及びシステム更新計画のための準備に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審判システム刷新対応及び商標コンセント制度対応について、特許庁と連携しつつプロジェクトに遅延がないよう開発を進め、1 月及び 3 月にそれぞれリリースを行った。</li> <li>ユーザーニーズの高い改造要望を取りまとめ、知財情報利活用スキル向上の観点で費用対効果の高いものについて機能改善を行った。主な機能改善は以下のとおり。また、これらの機能を周知するための簡易マニュアルを作成し、これらの機能に対するユーザーの習熟を図った（関連指標【2-5, 2-1】）。</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特実検索における検索履歴演算の実装</li> <li>- 商標出願・登録情報における商品・役務名と類似群コードとの対応関係表示機能の実装</li> <li>- 特実の検索結果一覧において、より詳細な分類コード及び出願人のランキング表示機能の実装</li> <li>- 意匠・商標検索の検索件数条件、CSV 出力上限を 30,000 件に増加</li> </ul> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 : A</p> <p>根拠：困難度高が目標値の 100% 以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の 120% 以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評定は A とした。</p> <p>☆1. INPIT の産業財産権情報提供の基幹となる J-PlatPat を中心とした情報提供システム群の安定運用とユーザーからの要望も取り入れた改善を行ったことにより（→ 業務実績(1)①(a), (1)③(a)）、ユーザーからの高い信頼と利活用への高い評価を得た（関連指標【2-2】）。</p> <p>☆2. J-PlatPat については、下記①～③を J-PlatPat の存在意義として掲げた「J-PlatPat 戦略」を策定し、それに基づいた周知活動及び刷新計画検討を進めた。</p> <p>① 知財意識が芽生え始めた層に対する知財情報提供サービスの利活用へのいざないのためのツール</p> <p>② 知財情報の利活用を知財経営に資するレベルまで支援するためのツール</p> <p>③ 信頼度の高い知財情報を提供する基礎インフラ</p> <p>この戦略に基づき、ユーザーへの普及活動及びシステム刷新の検討を実施。その結果、J-PlatPat のハード面とソフト面が結びついた効果的な施策の検討が進み、利用者のニーズを踏まえたハード面の検討のみならず、ユーザーに対する普及活動といったソフト面についてもサービス強化に向けた具体的なアクションの起点とすることができた。</p> <p>☆3. J-PlatPat の活用に関する啓発活動（→(1)①(c)）では、上記の J-PlatPat 戦略①②の下、</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>定量的には A の基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準である B 評定と判断した。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <p>（経営に関する有識者からのコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>J-PlatPat の普及については、チャレンジングな目標にもかかわらず、目標の倍まで達成したこと注目している。</li> <li>達成した数値は素晴らしい。広報もしっかりと展開しているが、INPIT を知らない企業はまだ多い。知財活動を意識していない会社に、知財経営のコアを理解させていくことが重要。</li> <li>「ものづくり系」にターゲットを定めて展示会出展を行い、広報活動を行うことも考えられる。実際に知財に触れて対話することで、身近に感じてもらえる。プッシュ型だけでなく、立ち寄ってもらうようにすることも重要ではないか。</li> <li>IP ランドスケープ支援事業については、企業から敷居が高いと思われがちであるが、成果を出したことは評価できる。IP ランドスケープは知財経営を実施するために極めて有効な手法になっている。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>- 商標の企業名・団体名・人名の検索において、完全一致検索と部分一致検索機能の追加</li> <li>・「J-PlatPatのユーザー体験向上に資するユーザー・インターフェース調査研究事業」を実施し、ユーザーヒアリングを踏まえて刷新J-PlatPatのUIのあり方について、基本方針案をまとめた。</li> <li>・刷新J-PlatPatにおける新機能について、ユーザーの利活用のレベルを向上するという観点から、精査を行った。</li> </ul> <p>(c) 産業財産権情報提供の利用者の拡大に関する（関連指標【2-1, 2-5】）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J-PlatPat及びGraphic Image Parkの機能、操作方法又は活用実例等を記載したマニュアル、パンフレット等を作成し、知財総合支援窓口をはじめ、大学、高等専門学校等の教育機関を通じて広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行った。さらにJ-PlatPatについては、JST大学見本市～イノベーションジャパン、知財・情報フェア&amp;コンファレンス等において理事長のトップセールスの下に配布を行い、積極的な周知活動を実施した。</li> <li>・上述したJ-PlatPatの機能改善について、確実にユーザーに周知するべく、これらの機能をコンパクトに解説した簡易マニュアルを作成し、3月に配布及びHPに掲載した。</li> <li>・J-PlatPat等の知財情報利活用スキル向上のため、初心者向けの基礎的な内容を説明するオンライン講習会を定期的に4回開催した（受講者257名）。さらに、企業等個々の水準に則し、より発展的な内容を説明する個別説明会について、知財総合支援窓口、特許庁の産業財産専門官、（社）東京都中小企業センターとも連携を図って周知した結果多くの要望を受け、計16回開催（受講者312名）し、併せて、J-PlatPatの機能及び利活用法に係るニーズの収集を行った。</li> <li>・初心者向け講習会及び個別説明会が実のあるものとなり、ユーザーの利活用促進に資するように、ユーザーのニーズ・生声に基づいたテキストの改訂及び説明方法のアレンジを実施。具体的には、初心者の方々からはAND検索・OR検索についての丁寧な説明が求められていることを認識し、AND検索・OR検索について図等を用いて直感的に理解してもらい、また、その検索結果を実際に示すことで、両者の違いを実感してもらうページを新規に作成した。</li> <li>・個別説明会に向けた事前ヒアリングにおいて、企業名で商標を検索することが多いとの情報を得たため、説明会の資料について、これまで手薄だった、出願人名（企業名）から商標を検索する方法について重点的に説明するページ、及びネーミングから商標を検索する方法との違いを説明するページを新規作成。加えて、説明方法について、操作方法を踏々と説明するだけでなく、ケーススタディ形式にすることで、参加者がより当事者意識を持てるような構成とした。</li> <li>・各講習会の経験から、ユーザーがJ-PlatPatを使っていて躊躇やすい主なポイントとして、簡易検索以外の機能を理解していない点や、AND検索・OR検索の相違を理解していない点が挙げられたことから、ユーザーが気軽にこれらの躊躇ポイントを解消することを目指し、この点に焦点を絞った短編動画を2本制作し、INPITのe-ラーニングサービス（以下、IP ePlatという。）上で公開するとともに、YouTube INPIT channelでも配信した。また、動画コンテンツを周知するべく、マニュアルに動画コンテンツ一覧ページへのQRコードを新たに掲載した。</li> <li>・理事長が知財へ導く短編動画シリーズ「ちょこっとINPIT」を開始し、商標調べ及び特許探索に関する動画2本をYouTube INPIT channelで配信し、IP ePlat上の講義への誘導、J-PlatPatの利用への勧誘を行った。</li> <li>・Graphic Image Parkに関しては、オンライン講習会で操作方法を紹介するとともに、知財総合支援窓口でのパンフレットを配布するほか、特許庁のイベントでもパンフレットを配布して周知に努め、ユーザーの利用を促した。</li> </ul>	<p>J-PlatPatを利用していない層（未利用層）への周知活動と共に、知財情報利活用スキル向上を目指し、ユーザーのスキルや事業領域等に応じた活動（オンライン講習会4回、個別説明会16回）、ユーザーの理解促進のための教材提供（マニュアル等作成・改定2本、ユーザー課題解消動画2本）を行った。それは指標【2-1】の普及目標数200%に迫る量的成果や、より個別な事例では、たとえば、以下のような成果に結びついた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTubeにおける知財活用を啓発する短編動画発信により、YouTube INPIT channelの年度末登録者数が年度当初に比べ4割以上増加した。</li> <li>・各講習においても、講習対象のレベルにそつて、より具体的な場面のスキルアップができるよう改善し、受講者自身が当事者意識を持つて学べるように見直しを行った。これにより、平均で約90%の参加者から、満足との評価を得るとともに、「非常に実用的で、すぐにでも実践（業務）に流用できるような説明内容だった」、「実際に手を動かして検索結果を見る、比較することで、早く理解することができた」といった声を得た。</li> </ul> <p>☆4. IPLの支援を今年度は99社に対して実施したが、今年度は昨年度の経験をもとに、対象企業の課題を複数の観点で類別化するとともに、よりきめ細かな支援が実施できるように手順を改良したため（→(2)(c)）、多くの企業で支援に対して高評価を得ることができ、中でも44社においては、支援の結果が経営戦略策定に有効に活用できたことを、当該企業の経営層からの回答として確認できた（関連指標【2-3】）。</p> <p>☆5. 支援実施企業に対する丁寧なヒアリング調査と、その結果を類型化して分析した結果（→(2)(b)）、IPLにおいて、企業の課題に対してどのような支援が有効となるかが明確となった（以下に例示）。それは、今後のIPL支援事業や、弁理士等がIPLを用いたコンサルティング</p>
---	--

<p>②中央資料館としての情報提供等・</p> <p>(a) 特許庁が発行する公報について、発行日即日に全件閲覧可能とした。</p> <p>(b) 高度検索閲覧用機器を始め公報閲覧室の利用者増に向けて、潜在的利用者の掘り起こしを行い、公報閲覧室の認知度の向上に努めた。</p> <p>③知的財産活用に資する情報提供</p> <p>(a) 海外における権利取得、事業展開に寄与する情報を提供するため、新興国等知財情報データバンクについて、今年度4月に運用開始したシステムを安定的に運用し、19,601,850件のアクセスを得た。また、各コンテンツのページビュー数から、どの国・地域に関するコンテンツが多く読まれているか分析してユーザーニーズを把握するとともに、ユーザーニーズ及び海外の法令改正等を踏まえて特定した120件のコンテンツを最新情報に更新した。</p> <p>(b) 開放特許情報データベースのシステムを安定的に運用し、460,287件のアクセスを得た。また、SNSによる開放特許情報の紹介、データベースの紹介パンフレット、操作マニュアルの各知財総合支援窓口及びイベントでの配布等、データベースの利用促進に向けた周知活動を行うとともに、開放特許登録調査員を活用して、企業に直接アプローチし開放特許情報データベースへの開放特許情報の登録促進を行った。その結果、1,914件の新規登録を得た。</p> <p>(c) 特許庁と共にグローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、特許庁との意見交換を重ね、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、過去のフォーラム参加者のアンケート結果等も踏まえ、プログラム企画及び運営を行った。今年度においては、会場参加、ライブ配信を併用したハイブリッド形式で開催し、対面での交流会も実施した。また、参加者を対象に実施したアンケートでは、全ての講演とパネルセッションで、90%以上の参加者から「有意義な考え方や情報が多く得られた」、「有意義な考え方や情報がある程度はあった」との回答が寄せられ、内容面でも参加者の高い評価を得られた。</p> <p>(d) 知財やINPITに関する情報発信を行い、中小企業、大学、支援機関等の方々の交流を促進することを目的とした事業「いんぴっとONE」を新たに開始した。会員登録者に向けた定期的なメールマガジンの発行や、セミナーを4回対面とオンラインで開催し（参加総数558名）、知財活用に関する情報発信を行った。また、対面での交流会を東京で2回開催し、各回平均で50名の中小企業、大学、支援機関等からの参加者に対面での情報交換の場を提供した。</p> <p>(e) 近畿統括本部のマーリングリストに登録している企業や支援機関等に対して、イベント（月2回程度開催）、メールマガジン、ウェブサイト等で、INPITに関する情報を発信した。また、地域の中小企業、支援機関の要望を受け、施策に関する情報提供の実施、知財戦略エキスパート及び検索指導員を講師とした知財セミナーを実施した。さらに、関西ビジネス知財フォーラム2024を開催し、「中小企業のニッチ戦略と知的財産活動」をテーマとした基調講演、関西の中堅・中小企業の経営者によるトークセッションを実施した（参加者数223名、満足度85%）。</p> <p><b>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産の有効活用の促進</b></p> <p>(a) 中小企業等に対するIPLの支援実施に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業及びスタートアップに対し、IPLの有効性を伝え、その活用を促すため、IPLに関するセミナーを2回開催し、のべ261名の参加者に対して周知を行った。</li> <li>・その成果もあり、今年度行ったIPL支援事業に対しては、5回の公募で144件の応募があり、そのうち105件を採択し、99件の支援を完了した（関連指標【2-3】）。</li> </ul>	<p>を行う際の貴重な指針として、次年度作成予定の「IPL自走モデル」にて紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自性の検証が必要な場合：自社製品の独自性を、機能や技術、用途にまで踏み込んで詳細に検討できた点が評価された。</li> <li>・新市場の探索が必要な場合：OEMからODMを目指す社等においては、自社技術・製品の発揮する機能に着目し、同様の機能が求められる市場の探索を行うことで、展開可能性のある新たな分野を確実な情報とともに示すことができた点が評価された。</li> <li>・連携相手の探索が必要な場合：大学発スタートアップ等では、研究シーズの実用化に向けた連携パートナー候補を比較的自由度の高い、開発初期段階の企業の中から明確に絞り込めた点が評価された。</li> </ul> <p>☆6. IPL支援事例をURA等の研究支援者に紹介する活動（→(2)(c)）の中で、アカデミアにおいても、大学発スタートアップだけでなく共同研究先の企業探索、さらには社会実装を目指した大型研究の企画等における、新たな視点や連携先情報を得るためにも活用できるのでは、という手ごたえを得た。この観点は、より広い研究者層に知財の重要性をアピールする方策として、今後のINPITの活動に活かしていくこととした（I-1 自己評価☆8）。</p>
---	--

<p>(b) IPL支援事例の調査と分析に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPL支援を完了した中の87社を対象として、ヒアリング形式によるフォローアップ調査を行い、44社において、支援の結果が「中小企業等の経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等、課題解決に向けた戦略策定に具体的かつ有効に活用された」ことを確認した（関連指標【2-4】）。</li> <li>・フォローアップ調査では、支援に対する評価の高低の要因を明らかにする中で、申請時の課題に対して、どのような情報提供が経営戦略に結び付いたのか、という観点で調査を行った。さらに調査結果を、支援対象の企業の類型・業種ごとに詳細に分析し、令和7年度に成果として取りまとめる「IPL自走モデル」の基礎となるデータを準備した（関連指標【2-6】）。</li> </ul> <p>(c) IPL支援事例に基づいた検討ならびにその展開に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベント（例：大学技術移転協議会、RA協議会、知財・情報フェア&amp;コンファレンス、イノベーションストリームKANSAI8.0）において、これまでの支援事例などを踏まえたIPLの活用に関する講演会やワークショップを行い、対象となり得る企業等だけでなく、その支援者（例：経済産業局の知財室担当者、スタートアップ・エコシステム共創プログラムの主幹大学担当者、JSTマッチングプランナー、各県支援機関連携会議会員）に対しても啓発活動を行った。</li> <li>・これまでの支援事例を元に、動画（「IPランドスケープってなに？」）を制作し、INPITのIP ePlatformで公開した。</li> <li>・令和5年度に作成した「市場・戦い方・連携相手を見極めるIPランドスケープマニュアル」及び事例集を踏まえ、今年度の事業では、よりきめ細かな支援を実施するべく、IPLを実施する際の鍵となる点や課題がより明確になるよう実施手順の改良を行った。具体的には、支援対象となる中小企業等の経営層が抱えている課題を、(i)複数の観点から類型化し、(ii)類型毎に経営判断に資する情報取得の分析・整理が可能となるよう、事業の各段階（申請段階/採択審査段階/支援段階/支援終了後）での検討項目の見直しを行った。</li> <li>・令和5年度に作成の事例集・マニュアル、ならびに今年度の支援事例を用いて、中小企業等が自らIPLを実施するための課題等を特許庁にフィードバックするための勉強会を特許庁普及支援課及び企画調査課と実施し、中小企業等の特徴を踏まえたIPL啓発活動の方針について議論を行った（関連指標【2-6】）。</li> </ul>		
--	--	--

#### 4. その他参考情報

特許情報プラットフォームの刷新に係る事前調査、IPランドスケープ支援事業、グローバル知財戦略フォーラム事業、新興国等知財情報データバンク等に係る一般競争入札時において、契約金額が当初の予定を下回ったことで予算額と決算額に乖離が生じた。

なお、これらの乖離は、「知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用」の項目に影響を及ぼすものではない。

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項														
I－3	知財エコシステムを支える人材育成													
関連する政策・施策	知的財産政策			当該事業実施に係る根拠 (個別法条など)		独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 九 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。								
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】指標3－2 【困難度：高】指標3－2			関連する政策評価・行政 事業レビューシート		行政事業レビューシート（予算事業ID：003902）								
2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			
IP ePlat の知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発本数	中期目標期間累計 66 本以上 【令和6年度：16本以上】	16 本以上	20 本 (125.0%)				予算額（千円）	373,751						
INPIT が開発した知財人材育成教材の活用状況（INPIT 主催のセミナー等での利用者及び IP ePlat 等を通じてダウンロードした者）【重要度高・困難度高】	中期目標期間累計 28,000 者以上、毎年度 7,000 者以上	7,000 者以上	13,758 者 (196.5%)				決算額（千円）	206,912						
							経常費用（千円）	332,271						
							経常利益（千円）	192,591						
							行政コスト（千円）	332,271						
							従事人員数	14 人						

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和6年4月1日時点の数字。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<主な定量的指標> 【3-1】IP ePlatの知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発本数：中期目標期間累計66本以上、令和6年度16本以上 【3-2】INPITが開発した知財人材育成教材の活用状況（INPIT主催のセミナー等での利用者及びIP ePlat等を通じて教材をダウンロードした者）：中期目標期間累計28,000者以上、毎年度7,000者以上【重要度高・困難度高】  <その他の指標> 【3-3】中小企業支援機関、企業・団体・大学・高等学校等に対しINPITが開発した知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、ニーズを把握してコンテンツを改善する。	<p>&lt;定量的指標に対する業務実績&gt;</p> <p>【3-1】知的財産に関する動画教材を提供するINPITのeラーニングサービス（以下、IP ePlatといふ。）に掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発数について、令和6年度は20本の開発が完了し、年度計画に対して125.0%を達成した。</p> <p>【3-2】知財人材育成教材をダウンロードした者は、令和6年度は、13,758者を達成し、年度計画に対して196%を達成した。</p> <p>(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①IP ePlatの充実化と利活用の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) IP ePlatのコンテンツ開発に関して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規教材の開発においては、連携協定締結機関である日本商工会議所との意見交換を踏まえ、昨年度動画の続編として、「共同開発における契約」及び「営業秘密」を題材とする、経営指導員向けの知財に関連する動画を連携して開発した。</li> <li>・若年層向け教育については、IP甲子園で若年層の知財教育に力を入れている山口大学や高校生ビジネス・グランプリを主催する日本政策金融公庫と若年層向け知財コンテンツについての意見交換を実施して、同公庫が主催する高校生ビジネスプラン・グランプリに参加する高校生、高専生向けに、思いついたビジネスアイデアの特許を出願する重要性と具体的な手續について気づきを伝えるセミナー動画の続編を連携して開発した。</li> <li>・従前から提供する既存コンテンツについても、最新情報を反映した内容とするべくコンテンツを更新した。その結果、新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発数については、目標の16本を上回る20本を開発した（関連指標【3-1, 3-2】）。</li> </ul> </li> <li>(b) IP ePlatの利活用促進に関して（関連指標【3-3】）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の出展先（例：知財・情報フェア&amp;コンファレンス）に加え、IP ePlatの登録ユーザー数が少ない北陸地域において効果的な周知活動を目的とした初の試みとして、地方の産業展示会である北陸技術交流テクノフェアに初出展した。また、若年層の掘り起こしを目的に、専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国産業教育フェアにも初出展した。各出展ブースにおいては、IP ePlatのデモンストレーションを実施し、来場者が実際に使い、コンテンツを見ることで、潜在的ユーザーに効率的、直接的にアプローチし、IP ePlatの利活用を促進した。</li> <li>・主な潜在的ユーザー層である教育関係者及び学生に普及啓発するため、学校のトップ（校長）に打ち込むことが有益であると考えられることから、校長の集まりである全国高等学校長協会（農業、商業、水産、福祉、専門学科情報科）、東京都公立高等学校長協会の総会等においてIP ePlatの紹介を行った。</li> <li>・理事長が知財へ導く短編動画シリーズ「ちょこっとINPIT」を開始し、商標調べや特許探索に関する動画2本をYouTube INPIT channelで配信し、IP ePlat上の講義への誘導を行った（I-2(1)①(c)からの再掲）。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(c) 次期IP ePlatのシステム更新の準備として、eラーニングシステムのあり方の検討を行った。具</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評定はAとした。</p> <p>☆1. IP ePlatへの掲載動画を20本（年度計画の125%）開発したが（関連指標【3-1】）、多様な人材の教育に資するべく、関係機関とも連携し、たとえば次のような評価を頂けるようなコンテンツを開発することができた（→業務実績(1)①(a)）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本商工会議所とは、実際に経営指導員に上がってくる中小企業の経営課題を聞き取り、その中から支援の現場のニーズとして、「共同開発における契約」及び「営業秘密」を題材としたドラマ形式の動画を制作した。それを実際の地域の商工会議所の経営指導員の担当者に視聴していただいたところ、ドラマ形式は分かりやすく新人向けに使いやすいという反応を各地から頂いた。なお、「営業秘密」についてはレベル感も適切との高評価であったのに対し、「契約」の方は現場としては難易度が高いという貴重なご意見も頂き、次年度の教材開発に反映させる計画である。</li> <li>・日本政策金融公庫とは、公庫が主催している高校生ビジネスプラン・グランプリへの応募のため、実践的な内容とする教材動画を作成したい、とのニーズに基づき開発した。その結果、「テーマによって動画も分かれており、見やすく、出張授業でも使いやすい作りだった」との評価とともに、コンテスト主催者側としても利用価値の高い動画であるとの評価を頂くことができた。</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評定と判断した。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <p>（経営に関する有識者からのコメント）</p> <p>・認知度はまだまだこれからなのかもしれないが、IP ePlatでダウンロードされた方がかなり増えている。</p> <p>・人材育成では、人を集めただけでも大変なのに、人を集めてさらに教育を行うという結果を出している。これは普通というものではなく特別な成果といえるのではないか。</p>	

<p>体的には、国内市場に流通するeラーニングシステムの機能及びUI/UXに関する調査を実施し、ユーザテストからユーザー満足度などの一次情報を取得するとともに、現行システムとの比較分析を実施することで、次期知財eラーニングシステムの利便性向上に必要な機能やUI/UXに関する示唆を得た。</p> <p>②知財マネジメントに関する知財人材育成教材の活用と充実化（関連指標【3-2】）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) INPITでは企業の事業戦略の立案と知財マネジメントについて実践的な理解を深めるために、中小企業やスタートアップの事例から自社に活用できるアイデアや指針を学ぶことができる知財人材育成教材を豊富に開発してきたが、それらを用いた知財マネジメントセミナーを13か所（うちオンライン2回）で開催した。</li> <li>(b) INPITの五者連携機関（→I-1 業務実績(a)）の一つである日本弁理士会と連携し、知財人材育成教材を用いた講師育成セミナーを3回（うちオンライン1回）実施し、参加した弁理士に対して、地域や自社での知財マネジメント人材育成教材の活用を促した。</li> <li>(c) 知財マネジメント人材育成教材の利活用を促進するため、INPITホームページに教材の活用手順や利用者の声を追加した上で、教材のダウンロードを容易にできるようダウンロードサイトの更新を行う等の工夫を行い、その周知活動を行った。また、セミナー参加者から増やすべき新規事例テーマをヒアリングし、その結果から新規事例テーマの候補を選定しその候補にふさわしい企業等にヒアリングを行った（関連指標【3-3】）。</li> </ul> <p>③企業・行政機関等の人材に対する研修（関連指標【3-2】）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 民間企業・行政機関等に対する各種研修について <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度を通して個別研修を9回実施した。なお、幅広い層への研修機会の提供のため、研修を原則オンラインにて実施した。</li> <li>・上級特許調査研修として、高度検索端末の使用による対面実地研修を2回実施（上記9回に含まれる）した。</li> <li>・スタートアップ支援者、特にベンチャーキャピタル、コーポレートベンチャーキャピタル、政府系金融機関等に在籍する支援者を対象とした「IPモチベーター育成研修」を新たに企画し実施した。本研修は、スタートアップにおける知財の機会・リスクに自ら気づき、スタートアップに対しては知財への取り組みの重要性を、知財専門家に対してはアラートの発出を行える人材である「IPモチベーター」を育成する研修で、定員40名に対し48名の申込みがあり増枠して実施した。</li> </ul> </li> <li>(b) 特許庁、その他の省庁が保有する高度な専門性を活用した知的財産人材の研修プログラムを開くとともに、これまでの研修アンケートで収集した要望事項を踏まえ、時代とともに変化するニーズを汲み取った研修形態にするべく改善を行った。具体的には、商標調査研修における演習時間を従前より拡充し、受講生同士の討論時間及び演習中の講師による直接指導の機会をより多く設けることとした（関連指標【3-3】）。</li> <li>(c) 知財支援人材向けのスキルマップを作成するとともに、当該スキルマップを活用して令和7年度以降の知財支援人材向け研修について改善に向けた検討を行った。</li> </ul> <p>④産業財産権制度説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これから知的財産権を学びたい人、民間企業等において知財部門に新しく配属された人などの</li> </ul>	<p>☆2. 開発した各種教材の利活用を進めるため、チラシの作成・配布、イベント等でのIP ePlatのデモ紹介、そして様々な研修・セミナーの実施など周知活動を幅広く行った。それらは、たとえば以下のような成果につながった：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財人材育成教材をダウンロードした者数は、困難と予想されていた7,000者を大きく上回り、13,758者（196%）を達成した（関連指標【3-2】）。</li> <li>・日本商工会議所との連携コンテンツ（→☆1）は、経営指導員向け研修等で活用された。それにより、関連コンテンツに関しては昨年度から再生回数が230%伸びた。</li> <li>・YouTubeにおける知財活用を啓発する短編動画発信（→業務実績(1)①(b)）により、YouTubeのINPITチャンネルの年度末登録者数が年度当初に比べ4割以上増加した（I-2からの再掲）。</li> <li>・研修等からは、教材の内容だけでなく、その使い方に関しても様々な知見を得ることができ、改善に活かすことができた。たとえば、ユーザーの声に基づきダウンロードサイトを改良し、教材のダウンロードを、よりスムースにできるように改善することができた。</li> <li>・知財力開発校支援事業及びパテントコンテスト事業と連携し、それらの事業において学校訪問やイベントを行う際にIP ePlatや開発した教材の宣伝を行うようにした（→(2)①(b), (2)②(a)）。こうした努力により、より多くの教員に知財学習の手法が伝わり、それが、たとえば、パテントコンテストへの応募件数増加（今年度1,436件、前年比+303件）にもつながった。</li> </ul> <p>☆3. 学習教材の開発では、各地域・組織で、各々の状況に応じて人材育成活動ができるように工夫した。また、支援人材育成のための研修や、INPITの研修へ連携機関の支援者にも入って頂いて、現場で研修のやり方を身に着けてもらう工夫もした。その成果は、たとえば以下のように表れてきている：</p>
--	--

	<p>初心者を対象に、特許庁の産業財産権専門官が知的財産権制度の概要及び各種支援策等のウェビナー形式による説明会を開催した。</p> <p><b>(2) 若年層に対する知財学習支援</b></p> <p>①パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト</p> <p>(a) 日本の次世代を担う若い高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生の知財マインドの醸成及び知的財産制度への理解深化の一助となるべく、文部科学省、特許庁、日本弁理士会及びINPITの共催によるパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施した。</p> <p>(b) コンテストの周知活動として、ポスター、リーフレット、プレスリリース配信サービス等による情報発信を行った。さらに、仙台、さいたま、広島及び大分の4か所で発明体験ワークショップを開催した。ワークショップ開催にあたり会場の近隣校への直接訪問をはじめとした周知活動を行い、52件の応募、8校の新規応募につなげた。また、東京都による「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を活用して、都立高校4校にて、発明体験ワークショップを行い、コンテストの情報発信を含む知財教育プログラムを提供した。その他に、応募を検討している生徒・学生に対して、オンライン相談会を5回開催した。以上の周知の結果、応募件数：1,436件（前年比+303）、応募校数：152校（前年比+4）となった。</p> <p>②未来の産業人材の育成に向けた知財学習支援</p> <p>(a) 「未来の産業人材」である学生、生徒等の総合的な知財マインドを育むため、知財学習に取組む高等学校及び高等専門学校を支援する知財力開発校支援事業を新たに普通科高校も対象に含めて実施した（全参加校48校。うち普通科高校14校）。事業参加校を対象に、年3回のイベント（事業説明会、研究会、年次報告会）後にアンケートを実施し、事業の成果の把握、分析及び改善を行った。具体的には、改善事項として、事業説明会の開催時期の前倒し、新規参加校向けオリエンテーションの実施、研究会において、教員の関心に合わせたテーマ別分科会の実施を行い、成果の把握・分析として、年次報告会後には教員・生徒の知財意識の高まった割合が教員98%、生徒94%との状況を確認した。</p> <p>(b) 知財力開発校支援事業を終了した高等学校等において知財学習が継続できる環境整備を促進するため、これらの取組に協力的な事業を実施している民間企業等を調査し、全国で合計72企業、84件の情報を公表した。また、知財学習に資するため、新たに知財学習メルマガを立ち上げ、知財人材育成教材等の情報を提供した（メルマガ発信数：20回）。</p> <p><b>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</b></p> <p>(a) 日中知財人材育成機関会合（於東京）を主催し、知財人材育成に関する意見交換を行った。また、日中韓3か国間の知財人材育成機関会合及びAI関連発明の特許審査について合同セミナー（於中国北京）を開催した。加えて、中国国家知識産権局の視察受け入れ及び人材育成に関する意見交換を実施した。</p> <p>(b) インドネシア知的財産総局（DGIP）の視察受け入れ及び人材育成に関する意見交換を実施した。</p> <p>(c) カンボジアの知財人材育成機関と、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行う国際会合を実施するとともに、知財教育に関するセミナーをカンボジア（プノンペン）で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財マネジメントに関するセミナー講師育成研修を実施することで（→(1)②(b)）、知財マネジメント人材育成教材の伝道師を育成することができた。</li> <li>・知財マネジメント人材育成教材の指導者用教材のダウンロード者に指導者用教材の利活用状況についてアンケートを実施したところ、大学教員による講義での利用、企業の知財担当者による部内職員への利用、中小企業診断士に対する研修での利用、弁理士による支援機関等での利用など、自主的にセミナー等を企画し、実施するなど、約5,000者への利活用を確認できた。</li> <li>・知財マネジメントセミナーは、INPITの知財総合支援窓口と連携し、各地の商工会議所と共同で実施しているものも多い。こうした研修で運営ノウハウを学んだ後、知財支援総合窓口あるいは商工会議所が、独自に専門家に依頼して研修を行う例も出てきている。</li> </ul> <p>☆4. 知財力開発校支援事業では、若年層への知財普及拡大を目指し、今年度は新たに普通科高校も対象とした。そのため、知財教育や本事業に始めての学校が多くなることを想定し、事業説明会の開催時期の前倒し等の工夫を行った。その結果、対象校へのアンケートでは、教員・生徒の知財意識の高まった割合が教員98%、生徒94%という成果が得られた（→(2)②(a)）。その評判、ならびに知財教育の周知活動（→(1)①(b)、(2)①(b)）を利用した本事業の周知の結果、令和7年度の知財力開発校事業への参加校数大幅増加（令和6年度48校に対し、65校へ増加）となった。</p> <p>☆5. 知財人材の育成活動は、関係機関との連携の醸成にも、たとえば以下のように役立っている：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本商工会議所や日本政策金融公庫などのニーズに基づいて動画や教材を共同制作し、各々が持つチャネル（各機関のHP、SNS等）や各地域の商工会議所における幹部会での周知、さらに</li> </ul>
--	---	---

	<p>は共同で研修等を行うことで、関係機関の担当者だけでなく、幹部も含めたより広い層に対して、INPIT の人材育成の活動、さらに INPIT の様々な事業を理解してもらうことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財力開発校支援事業の一環として、若年層への知財学習に前向きな民間企業等を調査し、協力依頼をした結果、全国で 72 社からの協力の申し出を頂いた。それらの企業からは、知財力開発校支援事業の参加校の授業への協力（講師派遣や企業訪問）について登録を頂き、生徒・学生たちが実際のビジネスの現場で知的財産がどのように活用され、保護されているのかを学ぶ貴重な機会へのアクセスを容易にすることができたとともに、企業における知財学習に対する意識向上にも寄与する活動をおこなうことができた。</li> </ul>	
--	--	--

#### 4. その他参考情報

パテントコンテスト／デザインパテントコンテスト事業の一般競争入札時に、契約金額が予定を下回ったこと、知財力開発校支援委託事業において、概算契約の確定減により不用が生じたことにより、予算額と決算額に乖離が生じた。なお、これらの乖離は、「知財エコシステムを支える人材育成」の項目に影響を及ぼすものではない。

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項				
I－3	世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献			
関連する政策・施策	知的財産政策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。 五 工業所有権に関する相談に関すること。 八 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 九 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】指標4－2 【困難度：高】指標4－2		関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート（予算事業ID：003902）

2. 主要な経年データ							④ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
③ 主要なアウトプット（アウトカム）情報							④ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特許庁職員に対する、研修の科目数	中期目標期間中、毎年度400科目数以上	令和2～4年度における平均必須科目数	490科目 (122.5%)				予算額（千円）	1,390,860			
INPITが提供した特許庁職員向け研修に対する特許庁の職員研修担当者の評価【重要度高・困難度高】	中期目標期間中毎年度行うヒアリングにおける最上位指標の平均割合が25%以上	各項目において実施する4段階評価のうち最上位評価の平均割合について、四半分である25%以上	40%				決算額（千円）	994,004			
							経常費用（千円）	1,188,423			
							経常利益（千円）	373,035			
							行政コスト（千円）	1,188,423			
							従事人員数	20人			

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従事人員数：令和6年4月1日時点の数字。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<主な定量的指標> 【4-1】特許庁の職員に対して行う法定研修や能力向上研修の実施件数：毎年度400科目以上 【4-2】INPITが提供した特許庁職員向け研修について、特許庁の職員研修担当者の評価（能力向上への貢献度と研修運営の満足度）：毎年度のヒアリングにおける各項目の最上位指標の平均割合が25%以上【重要度高・困難度高】 <その他の指標> 【4-3】特許庁職員への研修で、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供し、職員の能力向上に貢献する。	<p>&lt;定量的指標に対する業務実績&gt;</p> <p>【4-1】特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を、目標値の400科目に対して490科目（122.5%）実施した。</p> <p>【4-2】特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれ最上位評価指標の平均割合について、目標値の25%を上回る40%を達成した。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修</p> <p>(a) 市場環境の急激な変化やAIに代表される技術の進展に伴い、経営とは不可分の知財戦略も同時に変化しており、特許庁職員には、より高度な能力が求められるようになってきている。このため、特許庁策定の「研修基本方針」及び「令和6年度研修計画」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を着実に実施するため、以下の工夫を行なながら柔軟に研修運営を実施したことにより、490科目の研修を実施した（関連指標【4-1】）。</p> <p>【研修運営にあたり工夫した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務など職員の働き方の変化に対応した研修を実現するため、対面、オンライン、ハイブリッド形式といった複数の研修形式を採用し、柔軟に研修運営を行った。</li> <li>各研修のアンケート結果を踏まえ、講義時間や講義内容の見直しを随時検討し、効果的な研修実施に努めた。</li> <li>オンラインを含む研修では、通信トラブルが発生しないよう事前の通信テストを行い、かつ、開始5分前には各研修生の接続状況（映像・音声）を確認した。また、万が一に備え、常時2名以上が講義に同席しトラブル発生時の対処できる体制で実施した。</li> <li>研修環境として、教室後方の研修生に配慮し、ディスプレイの増設、ホワイトボード画面を投影して表示するなどの工夫をしながら研修を実施した。</li> </ul> <p>(b) 研修毎の受講者アンケートならびに、特許庁で適時に開催される研修企画専門官会議に出席し、受講者と特許庁の双方からの研修への要望の把握に努めた。それらに応じて、研修の運営等に関しては、以下に示すような改善や提案を行った。なお、令和6年度研修の総受講者は11,238人（令和5年度は5,100人）で、受講者を対象としたアンケート（総数5,029件）の結果では、有意義であったとの回答が平均で99.4%に達した。また、特許庁の職員研修担当者（研修企画専門官会議メンバー10名）に対し、今年度に実施した研修結果を総括したプレゼンを年度末に行うとともに2つの評価項目（A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか。B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているか）に関するヒアリングを実施し、特許庁の職員研修担当者に評価をいただいた。その結果、それぞれの項目について最上位指標の平均割合について40%を達成した（関連指標【4-2】）。</p> <p>【要望に基づいた研修実施手法の改善及び提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修出張関係の業務改善：研修出張関係の手続きをINPIT及び特許庁職員双方の負担軽減を図るた</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：困難度高が目標値の100%以上、かつ困難度高以外の定量的指標も目標値の120%以上を達成し、その他定性指標も達成した点、また、研修を受講した受講者の99%以上（平均）から研修が有意義であったとの回答を得た点（→業務実績（1)(b)）、さらには以下に示すような観点を踏まえ、当該項目の評定はAとした。</p> <p>☆1. 特許庁職員に対する研修を実施するにあたり、職員の働き方の変化にも対応すべく、研修手法や環境の整備の他、過去の研修アンケートから研修内容の見直しや提案を積極的に行い、より効果的な研修運営が行えるよう工夫しながら研修を着実に実施した。その結果、490科目、総受講者数11,238名の研修を実施することができ、特許庁職員研修担当者の平均40%から、最上位の評価を頂いた（関連指標【4-1, 4-2】）。さらに、受講者アンケートでも、すべての研修で、有意義であったとの回答が99%以上だった。</p> <p>☆2. 特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供し、特許庁職員の能力向上に貢献するため、外部専門家を招いた研修を様々な内容で約80科目実施した（→(1)(c)）。このような積極的な研修運営を実施した結果、研修受講者総数が、令和5年度（5,100名）に対し、倍以上の11,238名となり、以下のように、多数の参加者から良い反響を得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本商工会議所、日本弁理士会との協力に基づいた科目に関しては、受講者のアンケートで、「商工会議所の方からお話を聞く機会が無いので、大変有意義だった。」、「時代の変化とともに弁理士の方々の役割もより重要になってきていくというお話と、実際の事例がとても印象に残</li> </ul>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>定量的にはAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評定と判断した。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <p>（経営の有識者からのコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許庁職員のスキルを高めることは、グローバルに見て産業競争力を高める面でも良いこと。</li> <li>知財人材の育成が進められていることは素晴らしい。人材育成を通じて、知財権の保護も強化されていくだろう。</li> </ul>	

<p>め、研修科目の大括り化を行うとともに、研修出張において参加費と旅費を同一の受講計画書で行えるよう運用変更及び様式変更を行った。また、大学派遣聴講や地方局派遣研修など、期間・対象者の幅が広い研修においては実施要領ではなく受講計画書で代替することにより起案作業の事務負担を減らし、都度、実施決定ができる柔軟な対応がとれるように改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査系研修科目的実施方法：特許出願非公開制度の法改正に伴い、審査官補コース研修の科目に、「特許出願非公開制度の概要」を新規追加した。また演習科目については、昨年度まで受講人が少數の場合に1名の研修生が記録、発表を重複して担っており負担が集中していたことから、研修生の負担軽減のため、事前にグループ分けを行う段階で役割を分散させるよう工夫した。</li> <li>・語学研修に関する提案：審査系2年目の義務的研修オーラル半年コースのアンケートで、他の研修との関係で予習復習ができない等といった意見があったため、開催期間の変更を特許庁に対して提案し、各審判部からの意見を聴取した。令和7年度には、得られた意見を反映した調達を行う予定である。</li> <li>・令和7年度の新人研修（審査官補コース研修、任期付職員初任研修、事務系職員初任者研修）において、「基礎的な知識修得の前に、ONE JP0の意識付け、管理職及び先輩との距離感を短縮したい」という特許庁側の要望に応じ、短期間であったが要望に沿う形に新人研修計画を変更し、提案した。</li> </ul> <p><b>【各研修における改善や提案】</b></p> <p>(審査系研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録原簿実務」について、講義時間が長く、業務上複数の講師派遣が厳しいとの指摘が担当部署からあり、他の登録関連の研修と併せての実施を担当部署と協議した結果、令和7年度からは登録原簿実務については他の講義へ統合して講義することとなった。</li> <li>・「口頭弁論傍聴」は8月に行っていたところ、知財高裁から傍聴できる案件が少ないと時期の変更要請を受け、審判課と調整を行った結果、令和7年度は9月に実施することにした。</li> </ul> <p>(事務系研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務系ステップ研修（全9科目）及び方式審査専門官研修（全22科目）等の一部の研修を特別研修としてハイブリッド形式として広く募集して開催し、多くの聴講生を受け入れ実施した。</li> <li>・eラーニング必須受講科目について、受講確認をするため、従来、受講生がスクリーンショットを取って研修担当者へ提出していたが、受講生及び研修部担当者の双方の負担軽減のため、令和7年度から管理者IDを用いて、受講確認ができるような対策を提案した。</li> </ul> <p>(実務研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子回路講座において、より高い知識習得効果が得られることを目指し、従来の集合型から研修生ごとのレベルに合わせたeラーニング講座の受講に改善した。</li> <li>・HTML基礎・実践研修及びJavaScript入門研修について、年度途中から特許庁では業務上HTMLからSharePointへ移行作業を進めていることから、参加者の減少、ニーズや費用対効果等を勘案し、令和7年度からは開催しないことを提案した。</li> </ul> <p>(語学研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務的研修オーラル半年コースでは、実用性が乏しい（営業セールスの英会話）との指摘があったレッスンについては、令和7年度は自己紹介と自分の業務内容等を英語で紹介するスキルとして、プレゼンテーションを学ぶカリキュラムを組み込んだ。加えて、スタート時間が遅いという声を受け、令和7年度からは30分早くレッスンがスタートできるように契約変更した。</li> </ul> <p>(c) 特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を提供し、特許庁職員の能力向上に貢献するため、外部専門家を招いた研修を以下のように実施した。（関連指標【4-3】）</p>	<p>りました。」等、有意義だったとする意見が多数寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業のデザイナー等を講師として招いて行った「デザインのチカラ」研修に関しては、総受講者数5,466名となり、受講者アンケートでは、「ブランドの哲学を伺うことができ、貴重な機会でした。」、「この1年間、毎回すばらしい企画をありがとうございました。今後も続きますことを願っております。」、「初めて参加しましたが、参加者の多さに驚きましたが、受講して良くわかりました。」等、評価する意見が多く寄せられた。</li> <li>・AIに関する研修には198名と多数が参加し、研修実施後のアンケートでも、「わかりやすい概説を信頼できる専門家から聞ける機会は非常に貴重だった。」等の意見が多く寄せられた。</li> </ul>
--	--

- ・弁理士会とINPITの協力的な関係のもと、弁理士会が有するe-ラーニングコンテンツ（特許庁のニーズを踏まえた16本）とINPITが有するコンテンツとを相互交換し、弁理士の視点から作成されたコンテンツを特許庁職員へ提供した。
- ・五者連携の関係機関である商工会議所と日本弁理士会と新規科目を共同で制作し、事務系職員ステップアップ研修に用いた。商工会議所とは、中小企業支援施策に関する専門的知識の習得を図るための科目として、日本商工会議所職員を講師とした「商工会議所の役割と企業支援活動」を、日本弁理士会とは、弁理士を講師とした「企業支援における弁理士の活動」を実施した。
- ・企業等における最新のデザイン創作実態やトレンドを修得するため、民間企業のデザイナー、デザイン部門責任者等を講師として招き、「デザインのチカラ」研修を全9回実施した。研修対象を特許庁職員に限定せず初めて経済産業省全体に周知を行い、すべての経済産業省職員が日常のデザインを知り・触れる機会として、経済産業省職員全体のデザインリテラシー向上に貢献した。
- ・AI を用いた言語処理技術について、これまでの技術発展の経緯等について概観しつつ、その中核となる大規模言語モデルの仕組みや最近の技術的課題、安全性といった最新のAI関連技術について学ぶことを目的として、NII副所長、特任教授、民間企業管理職員を講師として実施した。

### (2) 調査業務実施者の育成研修

- (a) 特許庁の「調査業務実施者育成研修実施方針」に従い、先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者を育成する法定研修を4回実施した。また、調査業務実施者に対する指導を行う調査業務指導者育成研修を1回実施した。
- (b) 特許庁の審査官のニーズに適切に対応できる文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、受講者個人に対してeラーニング講義の受講後に確認の小テストを実施、筆記試験で基準に達しなかった者への追試に備えた面談、補講を実施するなど研修期間中に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施した。また、2日間実施するグループディスカッションでは、従来、同じメンバーで討論していたが、講師、受講生からの要望を受け、より多くの意見交換が可能となるようメンバー構成の組み換えを実施したことでの効果の向上につながった。
- (c) 研修が修了する毎に研修生の受講状況や面接試問での評価基準の均一性などの観点等において評価委員会を開催し、委員から問題がないと評価された。また、検索用端末で利用していたオフィスソフトがWPSであり、Excelとの互換性はあるものの、受講生が自宅にてExcelで作成したもの研修用端末で表示した場合に不具合があり、その調整に時間を要することから研修用の検索用端末にExcelを導入し、令和7年度の研修に備え環境改善（受講生の作業負担軽減）を図った。

### (3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

- (a) 特許庁の審査・審判において国内外の最新の技術水準を把握できるよう、特許協力条約に規定する文献（ミニマムドキュメント）を収集し、特許庁の審査・審判部に提供した。また、特許庁の審査官等を含めた図書選定の担当者会議（年4回）を実施して、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定し、本会議にて選定されたタイトルを全て収集し、特許庁に提供した。
- (b) 特許庁が審査・審判で引用した技術文献を計画通りに適切に電子化をし、特許庁の文献データベースに迅速かつ確実に蓄積した。
- (c) 特許庁の行政文書である出願書類（包袋等）の保管・請求等について、適切かつ確実に対応した。廃棄は特許庁側の廃棄指示通りに対応した。
- (d) 相談者の産業財産権手続等に関する相談に対して、窓口・電話等において、出願手続き等に関する

	<p>る相談に対して、迅速・的確に対応した。また、方式審査専門官研修、審査業務部が開催した業務説明会等を受講することで、相談員として必要な知識・能力の向上を図った。</p> <p>(e) 知的財産相談・支援ポータルは、見直し等改善を実施し、安定したサービスを提供した。</p> <p>(f) 外国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が発行した公開特許公報について、その全件である180,271件の英文抄録（PAJ）を作成し、外国の工業所有権庁へ電子交換システムによりPAJの電子データを送信するとともに、CD-Rによる提供依頼のあった40の国・機関の工業所有権庁等にPAJ（CD-R）を提供した。また、一般ユーザーが、公開特許公報の英文検索ができるよう、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に蓄積した。</p> <p>(g) 公報検索に必要な特許分類情報（FI、Fターム）について、英文に翻訳したデータを作成し、J-PlatPatの英語版により外国の諸外国のユーザーへ提供した。また、特許情報標準データの一部として、外国の工業所有権庁へ電子交換システムにより電子データを送信した。</p> <p>(h) 「三極データ交換」の取り決めに基づき、特許庁が発行する公報（公開、公表、登録）全件の公報書誌データを作成し、外国の工業所有権庁へ電子交換システムにより電子データを送信した。</p>	
--	--	--

#### 4. その他参考情報

V D T 教室の設備の賃貸借・保守料について、当初想定していた機器移設・レイアウト変更の支出額が予定を下回ったこと、また、調査業務実施者育成研修において受講生超過を見込んで予備的に確保していた外部借室経費が未執行で済んだこと、さらに、研修での講師謝金についても、開催数や必要講師数が当初の想定より少なかったこと、公開特許公報の要約等の英語翻訳物作成事業の作成件数が予定を下回ったことにより、予算額と決算額に乖離が生じた。なお、これらの乖離は「世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献」の項目に影響を及ぼすものではない。

1. 当事務及び事業に関する基本事項							
II	業務運営の効率化に関する事項						
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－				
2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る【中期計画】	－	－ ※当初年度のため実績なし					
		(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画													
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
	主な業務実績等	自己評価	評定	B									
○一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上(毎年度、前年度比1.3%程度)の効率化を図る。	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</li> <li>中期目標及び年度計画を達成するため、今年度より、KPIに対する取組状況をガントチャートにより進捗管理を行った。役員会において業務の進捗状況等を共有し、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努めた。特に、政策要請の高い中期目標に掲げられる主要指標については、毎月の達成見込みを把握し、未達が懸念された場合には、速やかに対策を講じ、目標達成に努めた。また、役員会に加えて、幹部会、定例会、調査検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調査方針等を日常的に把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に改善策を講じた。特に、第六期で導入された定性指標の評価については人によつて評価イメージが異なっており、事前に各部ごとに認識共有のための打合せを繰り返し実施した。</li> <li>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度は、以下のように外部有識者等の知見とノウハウを活用し、業務の効果的な実施を図った。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業に係る外部有識者委員会</td><td>外部有識者からなる推進委員会を設置し、iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業における支援先の選定等について助言を頂いた。</td></tr> <tr> <td>知財力開発校支援事業推進委員会</td><td>外部有識者からなる推進委員会を設置し、知財力開発校支援事業の採択校の選定に関する審議を行うとともに、支援事業の事業内容等の見直し、目標の設定等支援事業のあり方等について審議を実施。</td></tr> <tr> <td>日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換</td><td>日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(今年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと1回開催)。</td></tr> <tr> <td>知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連携会議</td><td>知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図つ</td></tr> </tbody> </table> </li></ul>		実施内容	iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業に係る外部有識者委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業における支援先の選定等について助言を頂いた。	知財力開発校支援事業推進委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、知財力開発校支援事業の採択校の選定に関する審議を行うとともに、支援事業の事業内容等の見直し、目標の設定等支援事業のあり方等について審議を実施。	日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換	日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(今年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと1回開催)。	知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連携会議	知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図つ	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>所期の目標を達成しており、B評定。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率についても大変評価している。これだけ費用を絞って成果を出せるることはなかなかできるものではない。DXを活用し、権限委譲を進め、費用だけでなく事業の時間も減らしたりすることでヒトモノカネの全面でコストを削減し、重点的に資源を動かしていくほしい。</li> <li>・職員間でお互いに何を行っているのかがわかつていて、シナジー効果が生まれているのだろう。このようなINPITの取組を、より多くの人に知ってもらいたい。</li> </ul>
	実施内容												
iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業に係る外部有識者委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、iAca、iNat、IPAS、IPランドスケープ支援事業における支援先の選定等について助言を頂いた。												
知財力開発校支援事業推進委員会	外部有識者からなる推進委員会を設置し、知財力開発校支援事業の採択校の選定に関する審議を行うとともに、支援事業の事業内容等の見直し、目標の設定等支援事業のあり方等について審議を実施。												
日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換	日本弁理士会及び弁護士知財ネットとの意見交換を実施し、窓口に配置する専門家の推薦を受けるとともに、知財総合支援窓口の窓口派遣専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った(今年度は、日本弁理士会と計6回、弁護士知財ネットと1回開催)。												
知財総合支援窓口運営に係る関係機関との連携会議	知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所、及び各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図つ												

	<table border="1"> <tr> <td>た。</td></tr> <tr> <td>加速的支援アドバイザリーボード</td><td>加速的支援候補の計画書案に対し、より効果の高い支援を行うため、内容及び方向性について、外部有識者（弁護士、弁理士、中小企業診断士、大学教授）から成る会議を実施。（年11回開催）</td></tr> </table>	た。	加速的支援アドバイザリーボード	加速的支援候補の計画書案に対し、より効果の高い支援を行うため、内容及び方向性について、外部有識者（弁護士、弁理士、中小企業診断士、大学教授）から成る会議を実施。（年11回開催）		
た。						
加速的支援アドバイザリーボード	加速的支援候補の計画書案に対し、より効果の高い支援を行うため、内容及び方向性について、外部有識者（弁護士、弁理士、中小企業診断士、大学教授）から成る会議を実施。（年11回開催）					
(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用について、4月に4名を新規採用した。これらの者については、引き続きOJTによる能力担保を図りつつ、適切な登用を進める。その他、令和6年度以前にテニュアトラック制度による採用を行った契約職員について、一定期間の業務経験を積ませながら、採用から6ヶ月ごとに能力・業績評価を実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、今年度中に総合職3名、システム職1名を正規職員として登用した。令和7年4月採用に向けては、昨今の民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、はじめから正規職員として採用する方式に変更し、体制強化に努めた。</li> </ul>					
【令和7年4月1日現在】	<p>プロパー職員：29名 (内訳：総合職23名、情報システム職4名、経理職2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度は、人材育成方針に基づき全プロパー職員及びプロパー前提の契約職員と役員との面談及び部長代理、主査級のワークショップを実施し、モチベーションの維持、向上等の状況確認を行うとともに、事業運営に係る問題意識の共有を図った。また、職場におけるOJTを基本としつつ、体系的な研修の一環として階層別研修（部長代理級・主査級・係員級）を実施した。</li> <li>特許庁が実施する研修の聴講、知財戦略エキスパート等の専門人材を講師とした職員向けの館内研修の実施、職員1名を行政事務研修員として国の機関へ派遣する等、業務に必要な専門知識を習得するための研修を行うとともに、スキルアップ研修や自己啓発支援制度（資格取得、自己啓発及び語学力向上支援）を通じた職員の自律的なスキルアップを支援した。</li> <li>INPITが知財経営支援の中核機関としての役割を果たすため、知財と企業経営を上手く結びつける専門的な知識を有する知財戦略エキスパートを、本部で新たに16名を採用し、近畿統括本部の4名を加えた全20名体制とした。また新たに採用した知財戦略エキスパートを育成するために、各人が習得すべき知財支援スキルを特定して、座学やOJTによる研修を実施した。</li> </ul> <p>2. 業務運営の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄積された相談データについてBIツールを導入して可視化するとともに、可視化した情報をもとに現場の担当が自らデータを各種会議や外部向けの資料作成、情報共有、情報提供等に利用できるようにし、業務の効率化を進めた。また、相談データに不足</li> </ul>					

<p>する情報を補完すべく知財総合支援窓口利用者に対するアンケート調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度においては、従来紙で配布していた「給与（賞与）明細書」、「源泉徴収票」について、WEB上でいつでも閲覧、印刷できるよう6月から電子給与明細を導入した。また、各種証明書の交付手續及び渡航申請の手續も電子化することによって申請者、決裁者双方の作業時間を短縮する等業務の効率化を図った。</li> <li>・ 人事担当と担当部それぞれで作成、管理していた採用関連情報（履歴書、候補者との調整状況、選考結果等）に関してもリアルタイムで情報を更新できるようクラウド上での一元管理を開始し、業務の効率化を図った。</li> <li>・ 部横断的な連絡、発注はメールベースのやり取りが主であったが、できるだけTeams上のやり取りに移行し、案件ごとの管理や履歴の確認を容易にする等、効率化を実施した。また、理事長決裁の一部について総務部長への委任を可能とする等の簡素化を実施した。</li> </ul> <p>3. 業務の適正化</p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度は第六期初年度に当たるため、実績はないが、引き続き業務見直しにより効率化を図った。</li> </ul> <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るために、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保等、事業者の入札参加の拡大を図り、競争的手法を取り入れた調達を実施した。</li> <li>・ 「調達合理化計画」及び契約監視員会に基づき、応札検討機会の拡大のため、入札関係書類について、引き続きINPITホームページからダウンロード出来るよう対応した。また、入札説明会においては、来館による参加に加え、インターネットによる非対面式の方法を取り入れたハイブリッド方式を実施した。さらに、調達予定情報を作成し、当該入札公告が案内されるより前にホームページにて公表することにより、事業者が計画的に入札への準備が出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図った。透明性と公平性を確保のため、競争入札及び随意契約に係る情報の公表を実施した。</li> </ul> <p>(3) 組織体制及び業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第六期中期計画期間初年度となる今年度は、理事長の交代及び4者連携（その後5者連携へ拡大）を始め、知財経営支援の中核機関としての一層の貢献が求められたことを契機として、理事長補佐及び部横断的な業務を行う知財経営推進企画室の設置等、体制強化を図った。</li> <li>・ INPIT法改正に伴い、業務の範囲に新しく中小企業等に対する助成業務が追加されたことから、助成事業を実施する担当部署を決定し、当該部署にて交付要綱及び交付要領を作成し、令和7年度から事業を開始できるよう準備を行った。</li> </ul> <p>4. 給与水準の適正化</p>		
---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員の給与水準（東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では102.0）と同程度を維持した。なお、給与水準の検証結果及び取組状況を令和7年6月末に公表した。</li> </ul> <p>5. 情報システムの整備及び管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの適切な整備及び管理について、情報システムの調達・運用状況について管理を実施するとともに、新規に調達対象となった3システム（開放特許データベース、いんぴっとONE、知財ポータル）について、調達検討会において投資対効果の精査を実施し、調達可否を決定した。</li> <li>・ 調達対象となった3システムについて、要件策定時に業務内容及び取り扱う情報を整理してクラウドサービスが利用できるかメリット、規模、経費面を検討し、いずれも利用できると判断したため、クラウドサービスの活用を前提とした仕様書の作成を実施した。</li> <li>・ 調達対象となった3システムについて、要件策定時に現行システムの課題や改善要望を整理し、画面デザインを含めた操作性の向上やアクセスに関するデータの利活用の観点を検討して仕様書の作成を実施した。</li> </ul>		
---	--	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
III	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政 事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画																																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																					
	主な業務実績等	自己評価	評定	B																																				
<主要な業務実績> 1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 ・ 財務諸表については、関係基準に準拠し作成を行った。また、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理業務全般における専門的知見の支援を受けられるよう、監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得るなどして、経理業務を適正かつ正確に処理した。なお、作成した財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、INPITホームページに掲載し、財務内容の透明性の確保に努めた。  2. 効率化予算による運営 ・ 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画（業務内容、規模、経費の見積もり等）を策定するとともに、予算計画を作成した。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、効率的な予算運営に努めた。なお、今年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、約1,968百万円(16.9%)となっており、主な発生要因は下表のとおり。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。	<評価に至った理由> 所期の目標を達成しており、B評定。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —  <その他の事項> —																																						
<p>【令和6年度予算額・決算額（百万円）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　運営費交付金</td> <td>11,554</td> <td>11,554</td> </tr> <tr> <td>　複写手数料収入</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>　研修受講料収入</td> <td>100</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>　その他</td> <td>0</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,656</td> <td>11,642</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　業務経費</td> <td>9,789</td> <td>7,997</td> </tr> <tr> <td>　人件費</td> <td>923</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>　一般管理費</td> <td>944</td> <td>871</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,656</td> <td>9,688</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>【予算と決算の主な差額要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○競争入札効果及び出願件数の変動等：3.3億円</li> <li>○計画変更等により節減に努めたもの：6.9億円</li> <li>○確定減、その他：9.0億円</li> </ul>		予算額	決算額	収入			運営費交付金	11,554	11,554	複写手数料収入	2	0	研修受講料収入	100	74	その他	0	14	計	11,656	11,642	支出			業務経費	9,789	7,997	人件費	923	820	一般管理費	944	871	計	11,656	9,688				
	予算額	決算額																																						
収入																																								
運営費交付金	11,554	11,554																																						
複写手数料収入	2	0																																						
研修受講料収入	100	74																																						
その他	0	14																																						
計	11,656	11,642																																						
支出																																								
業務経費	9,789	7,997																																						
人件費	923	820																																						
一般管理費	944	871																																						
計	11,656	9,688																																						

<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理し、役員会にて実績報告を行い、厳格な執行管理を行った。</li> </ul> <p>3. 業務コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月には監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を開催し、「令和6年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づく点検・評価の審議を実施した上で、令和7年度計画への反映を行った。加えて、同計画に基づき調達情報等をINPITホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。また、グリーン購入法による調達など持続可能な調達も意識しながら業務を実施した。</li> </ul> <p>4. 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査業務実施者育成研修をはじめとした民間等の人材を対象とする研修であって、受講料を徴収している研修について、受講料の見直しの検討を行い、複数年の收支を勘案したうえで、令和5年度は現行の受講料からは変更しないことと判断し、実費勘案相当の適正な受講料を徴収し自己収入の確保に努めた。</li> <li>今年度、新たに受講料を徴収する研修として、スタートアップ支援者、特にベンチャーキャピタル、コーポレートベンチャーキャピタル、政府系金融機関等に在籍する支援者を対象に、スタートアップに対しては知財への取り組みの重要性を、知財専門家に対してはアラートの発出を行える人材である「IPモチベーター」を育成する研修を企画し実施した。</li> </ul>		
---	--	--

#### 4. その他参考情報

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について（平成30年3月30日総務省行政管理局）に基づく「財務内容の改善に関する事項」参考情報については、別紙参照。

1. 当事務及び事業に関する基本事項					
IV	その他業務運営に関する重要事項				
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－		

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<主要な業務実績> 1. 内部統制の充実・強化 (1) 内部統制の基盤の充実 <ul style="list-style-type: none"><li>• INPITの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）、内部統制の要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応）の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を実施した。</li><li>• 令和6年度内部監査では、定期内部監査として、事業推進部、地域支援部及び知財戦略部の事業を対象に監査を実施した。また、特別監査として、有事の際のBCP対応の準備の確認について監査を実施した。 各テーマの監査結果については、監査室にて内部監査報告書として取りまとめた後、理事長へと提出を行い、理事長は、監事の意見を聴取した上で、監査室へ必要な措置の指示を行った。</li><li>• 原則、偶数月には監査室、奇数月には理事長・理事との意見交換会を開催し、監事の意見等を法人経営及び内部監査に有効かつ迅速に反映するよう努めた。</li></ul> (2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組 <ul style="list-style-type: none"><li>• 情報システムの調達においては、取り扱う情報の格付けや利用方法に応じて適切なセキュリティ対策が取られるよう、セキュリティ仕様のテンプレートを作成して調達を実施した。</li><li>• 情報セキュリティポリシー及び実施手順について、全役職員が理解して業務を適切に実施していたかを令和6年7月及び令和7年1月に自己点検を行い、確認した。</li><li>• 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、WEB教材形式で作成し、全職員に対して「INPIT情報セキュリティポリシー研修」を実施した。</li><li>• サイバーセキュリティ戦略本部が作成した政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下、「統一基準群」という。）を踏まえて、INPITの情報セキュリティポリシー及び同実施手順の改定を行った。</li><li>• 外部の監査機関と協力して、情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの政府統一基準への準拠性に関する監査、情報システムの脆弱性に関する監査及びシステム運用に関する政府統一基準への準拠性に関する監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、さらに、重要な情報システムについては、ペネトレーションテスト、セキュリティ診断等を実施してシステム脆弱性に関する調査を行った。</li><li>• INPITが管理・運用する情報システムの責任者・管理者、及び委託先事業者情報セキュリティ担当者に対して、情報システム部にて令和6年10月にヒアリングを実施し、マルウェア対策、脆弱性検査・実施状況、取り扱っている機密情報の種類、セキュリティ教育等のセキュリティ対策状況の確認を実施した。</li></ul>	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に定められた内容を適切に実施したため。	<評価に至った理由> 所期の目標を達成しており、B評定。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —  <その他の事項> (経営の有識者からのコメント) <ul style="list-style-type: none"><li>• INPITの価値は人材と情報にあると考えている。この人材と情報をサステナブルに向上させる努力が、MVVに反映されているのだろう。このまま職員のエンゲージメントを高めてほしい。</li></ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>IPA等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報、アタックサーフェスマネジメント事業で収集される情報を定期的にチェックし、INPITに関連する情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、情報システム部より各システムセキュリティ責任者・管理者に対して速やかに情報（対策方法を含む）を周知し、必要に応じて対策を講じるよう指示した。</li> <li>「INPIT情報セキュリティポリシー研修」にインシデント発生時の連絡や標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、模擬演習として、全役職員を対象とした標的型メール攻撃の訓練を年4回実施した。</li> </ul> <p>2. 広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第六期中期目標期間の広報活動について検討するため、広報タスクフォースを設置し、広報の位置付けや理念、その目的等を再整理すると共に、ブランド力向上や各施策・活動の円滑・有効な実施を達成することを目的として、必要な広報戦略、広報運用の体制等をアクションプランとしてとりまとめを行い、取り組みの具体化を図った。</li> <li>INPITの使命や存在意義を改めて確認し、法人として目指すべき姿及び大切にしたい価値観を全職員で共有するため、INPITのMVVを令和5年度から継続して議論を行い6月に策定及び公表を行った。</li> <li>HPの分析ツールを導入し、各ページの組織別閲覧者等の割り出し及び分析を行った。</li> <li>INPITの認知度を高めることで、支援ユーザーを拡充し、さらに支援を通じて知財の重要性への理解向上を図るために、知財総合支援窓口等を通じて関係支援機関との積極的な連携を行い、知財以外の幅広い経営課題を抱えるユーザー層へのアプローチを強化した。例えば、商工会議所経営指導員等の支援機関の支援担当者向けの勉強会・ワークショップ等にて、知的財産上の課題の気づきやポイントを説明し、支援機関から知財総合窓口に繋いでもらうような取り組みを進めた。</li> <li>INPIT及び知財総合支援窓口は、中小企業等を対象としたイベントへの出展及びセミナー等を実施するとともに、支援事例を特許庁、経済産業局、関係機関等が発行するメルマガ等からも情報発信をしていただくことで、関係機関と連携した広報活動の強化を図った。</li> </ul> <p>3. 大規模災害等発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度においては、大規模地震等の災害発生時を想定し、城山トラストタワー全体の防災訓練にあわせて、職員の初動及び安否確認の方法を点検、訓練したほか、避難経路の確認及び消火器設置場所の確認を行い、危機管理体制の強化を図った。また、安否確認システムについては、人事異動等があるたびに登録状況を確認し、未登録者には登録するよう促すなど、定期的に全役職員が登録されていることを確認した。</li> </ul>		
---	--	--

#### 4. その他参考情報

○会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における所見について

- 報告書の所見を踏まえ、平成31年3月にリスク対応計画（第1版）を策定し、以降、当該計画を基に統制活動を実施し、モニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを実施することで、法人ミッション遂行の障害となるリスクに対して対応し、適切な内部統制に取り組んでいる。なお、令和7年3月にはリスク管理委員会を開催し、リスク対応計画（第6版）への対応状況の点検、及びそれを踏まえたリスク対応計画（第7版）への改定を行った。
- 報告書の所見を踏まえ、監事監査の実効性を担保するべく、令和元年8月以降、内部監査及び監事監査の補助を専任とする職員を配置し、監事補佐体制の強化を図った。

項目別調書 NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
I—1 知財エコシステムを支える知財課題発掘一知財形成一知財の戦略的活用のワンストップ支援	<p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><b>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘一知財形成一知財の戦略的活用のワンストップ支援</b></p> <p>知財の課題発掘から知財の形成、知財の戦略的活用まで、関係機関とも連携しながらワンストップで支援する支援エコシステムを形成し、優れた技術を持つ中堅・中小・スタートアップ企業等の事業成長、知財の海外流出対策、海外展開における知財戦略の構築や大学等の研究開発成果の社会実装に向けた支援を行う。また、知財活用の成功事例の情報発信を効果的に行い、知財エコシステム形成に寄与する。</p> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p>特許庁、INPIT及び日本弁理士会は、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を強化し、地域における支援システムのコアを形成する。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)、一般財団法人日本規格協会(JSA)、地方自治体、金融機関等とも連携し、地域の中堅・中小・スタートアップ企業等の“稼ぐ力”の向上に取り組む。</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><b>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘一知財形成一知財の戦略的活用のワンストップ支援</b></p> <p>中堅・中小・スタートアップ企業等における知財の課題発掘から知財の戦略的活用まで、関係機関と連携しつつ支援する支援エコシステムを担う相談窓口として、知財総合支援窓口を47都道府県に設置し、弁理士・弁護士・中小企業診断士等の専門家も活用しながら相談に対応する。</p> <p>また、海外展開、営業秘密管理、产学連携、スタートアップ創出等における知財戦略について、特に高度な知識・経験を備える専門人材(以下「知財戦略エキスパート」という。)をINPIT本部及び近畿統括本部に配置するとともに、専門窓口を設置し、中堅・中小・スタートアップ企業や大学等研究機関の知財戦略策定等を支援できる体制を整備する。</p> <p>さらに、中小企業等に対しては、「知財の気付き」を促しつつ、知財総合支援窓口等を周知するとともに、支援の好事例・成功事例を分かりやすくまとめた情報発信を行い、知財エコシステム形成に資する。</p> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p>① 地域の関係機関と連携した支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知財総合支援窓口と、日本弁理士会・日本商工会議所とが連携する「知財経営支援ネットワーク」の取組を推進し、ビジネスと知的財産を組み合わせた支援を実施する。</li> <li>知財総合支援窓口については、上記「知財経営支援ネットワーク」の取組のほか、地域の実情を踏まえながら、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会</li> </ul>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><b>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘一知財形成一知財の戦略的活用のワンストップ支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中堅・中小・スタートアップ企業等における知財の課題発掘から知財の戦略的活用まで支援する知財総合支援窓口を47都道府県に設置し、知財経営支援の核として、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門家も活用しながら相談に対応する。</li> <li>また、企業、大学、研究機関等からの海外展開、営業秘密管理、产学連携及びスタートアップに関する専門的な相談に対応するために、これらの知財戦略について高度な知識及び経験を備える専門人材(以下「知財戦略エキスパート」という。)をINPIT本部及び近畿統括本部に配置するとともに、海外展開知財支援窓口、営業秘密支援窓口、アカデミア知財支援窓口及びスタートアップ知財支援窓口を設置して相談を受け付ける体制を整備し、知財総合支援窓口とも連携しつつ、企業、大学、研究機関等に対して知財に関するセミナーの開催、知財戦略策定等を支援する。</li> <li>さらに、中小企業等における「知財の気付き」を促しつつ、知財総合支援窓口等を周知するとともに、支援の好事例及び成功事例を分かりやすくまとめた情報発信を行い、知財活用のすそ野を拡大する。また、地域における知財活用を促すために、地域団体商標カードや展示会なども活用する。</li> </ul> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p>① 地域の関係機関と連携した支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知財総合支援窓口のネットワークを活用し、経済産業局、日本弁理士会地域会及び各地の商工会議所が協力の下、ブロックの特徴を生かした「地域知財経営支援ネットワーク」の活動を促進させ、知財エコシステムの形成と連携支援の強化を図る。</li> <li>上記「地域知財経営支援ネットワーク」の取組のほか、地域の実情を踏まえ、よろず支援拠点、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、農林水産省、地方農政局、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会</li> </ul>

	<p>(JATAFF)、一般財団法人日本規格協会 (JSA)、地方自治体、金融機関等との連携の取組を強化する。加えて、関係省庁・自治体、知的財産に関する支援機関等が参加する会議体を構築し、地域の実情に応じた知的財産支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知財戦略エキスパートによる海外展開、営業秘密管理、产学連携、スタートアップ創出等における知財戦略支援に際しては、必要に応じ関係省庁・自治体・公的支援機関等とも連携する。</li> </ul> <p><b>②連携促進のための情報発信・人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報提供セミナー等の共同開催及び当該機関が実施するセミナー等への講師派遣を行うこと等により、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、知財活用の重要性の理解増進、知財経営の普及浸透を図る。</li> <li>関係省庁・自治体・知的財産に関する支援機関等が参加する会議体を構築し、情報発信を行う。</li> </ul> <p><b>(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出</b></p> <p>中小企業、スタートアップ企業等の相談者のうち成長が期待できる有望企業に対して、ビジネスモデル診断から知財戦略構築まで助言する伴走支援を行う。また、その成功事例を創出し、広く情報発信を行い「知的財産経営」の自走に寄与する。</p> <p>さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者に対しても、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。</p>	<p>(JATAFF)、一般財団法人日本規格協会 (JSA)、地方自治体、金融機関、自治体等と相談案件の受渡しや双方担当者同席による支援などにより連携を促進し、地域企業等の知的財産の活用促進及び経営の更なる強化、支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知財戦略エキスパートによる海外展開、営業秘密管理、产学連携、スタートアップ創出等における知財戦略支援に際しては、必要に応じ、特許庁、警察庁、経済産業局等の政府機関、スタートアップ支援機関プラットフォーム「Plus」の参画機関、地方自治体等とも連携して、支援を行う。</li> <li>これら関係機関との連携により、ビジネス面と知財面双方からの支援を総合的に行い、中小企業等の稼ぐ力の向上に寄与する支援を行う。</li> </ul> <p><b>②連携促進のための情報発信・人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が行っている中小企業等向けのセミナーに対する講師派遣及びセミナーの共同開催のほか、経営指導を行っている者に対する勉強会への講師派遣等の協力をすることにより、中小企業等だけでなく関係機関の各担当者も知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、知財活用の重要性の理解増進、知財経営の普及浸透を図る。</li> <li>地域の関係機関等との間で連携活動の拡大を図り、中小企業等に対する支援機能を相互補完しつつ、総合的な支援体制を構築することを目的として、知財総合支援窓口ごとに連携のための会議を実施し、情報交換を行う。</li> </ul> <p><b>(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知財総合支援窓口等の支援対象となった中小企業・スタートアップ企業等のうち、成長が期待できる有望企業に対して、当該企業が抱える課題に対応した弁理士・弁護士・中小企業診断士等複数の専門家から成るチームで助言する伴走支援（以下「加速的支援」という。）を実施する。</li> <li>加速的支援の成果把握とより効果的な手法の分析のため、加速的支援が終了した中小企業等に対してフォローアップを行う。</li> <li>加速的支援によって経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた事例について、事業上の成果や経営者の意識の変化等を詳細かつ分かりやすく纏め、これらの情報を専用ウェブサイトである「知財ポータルサイト」やSNS等も活用して効果的に発信し、知財経営の自走に寄与する。</li> <li>さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者に対しても、既存のリソース及びこれまで</li> </ul>
--	---	--

	<p><b>(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</b></p> <p>大学等のシーズの社会実装を促進するため、社会実装までを視野に入れた知財戦略の策定、プロジェクト当事者間の知的財産の取扱等に関する助言を行う。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等に関する助言を行う。</p> <p>さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者に対しても、オープンクローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。</p>	<p>蓄積してきた支援ノウハウの活用や、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携することにより、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。</p> <p><b>(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シーズの発掘、スタートアップの創出、企業との共同研究等に取り組む大学等に対して、知財戦略等に関する高度な専門知識・経験を有する知財戦略プロデューサーを派遣し、研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略の策定等に関する助言を行う。</li> <li>公的資金が投入され革新的な成果が期待される研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関やファンディングエージェンシーに対して、知財戦略プロデューサーを派遣し、研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略の策定等に関する助言を行う。</li> <li>スタートアップに対して、ビジネスを専門とする者と知的財産を専門とする者から成る知財戦略プロデューサーのチームを派遣し、ビジネスモデルとそれに応じた知財戦略の策定等に関する助言を行う。</li> <li>さらに、イノベーションの促進及び新陳代謝に寄与するため、産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者に対しても、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウの活用や、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携することにより、オープン&amp;クローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。</li> </ul>	<p>が、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携し、事業再編時の知財活用の観点から助言を行う。</p> <p><b>(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学等における研究成果の社会実装に向けた活動を支援するための知財支援事業（以下、「iAca 事業」という。）を実施して、知財戦略等に関する高度な専門知識及び経験を有する知財戦略プロデューサーを大学等に派遣し、シーズの発掘と出口戦略の策定、優れたシーズの事業化に向けたスタートアップの創出、企業との共同研究における適切な知財マネジメント等に関する助言を行う。</li> <li>競争的な公的資金が投入され革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト等における研究成果の社会実装に向けた活動を支援するための知財支援事業（以下、「iNat 事業」という。）を実施して、知財戦略プロデューサーを研究開発機関及びファンディングエージェンシーに派遣し、事業化及び産業化の実現に向け、研究開発成果の出口、活用を見据えた知財の管理、権利化等に資する知財戦略の策定に関する助言を行う。</li> <li>創業期スタートアップにおける知財戦略構築を支援するための知財支援事業（以下、「IPAS 事業」という。）を実施して、ビジネスの専門家と知財の専門家とで構成される知財戦略プロデューサーのチームを創業期スタートアップに派遣し、ビジネスモデルの構築と、その実施に必要とされる知財ポートフォリオの構築、知財の権利化及び活用の方針策定等、ビジネスモデルに応じた知財戦略の策定等に関する助言を行う。</li> <li>各知財支援事業（iAca 事業、iNat 事業及び IPAS 事業）では、知財戦略エキスパートと連携して採択審査、継続審査及びフォローアップ支援を実施するとともに、スポット支援として企業、大学、研究機関等の知財戦略策定等に関する助言を行う。</li> <li>各知財支援事業を効果的且つ円滑に実施するために、提出される活動報告等を通じて支援の実施状況を把握するとともに、派遣先への訪問、Web会議、アンケート等を活用し、支援活動に対する派遣先の評価、要望を把握する。</li> <li>産業競争力強化法における特定新需要開拓事業者の依頼に応じて、知財戦略エキスパートが、必要に応じて外部専門家及び関係機関と連携し、オープン&amp;クローズ戦略の策定に関し知財活用の観点から助言を行う。</li> </ul> <p><b>(4) 工業所有権の保護及び利用を図るための助成</b></p>
--	---	--	---

<p>特許法上の中小企業者・試験研究機機関等及び産業競争力強化法における認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対する助成について、関係規定等を整備した上で事業を開始し、知財の戦略的活用の支援強化を図る。</p> <p><b>【指標】</b> (定量指標) 指標 1－1：関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、12,000件以上を達成する。</p> <p>指標 1－2：関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 1－3：伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までに、累計200社以上を達成する。</p> <p>指標 1－4：伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】</p> <p><b>(定性指標)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許法上の中小企業者・試験研究機機関等及び産業競争力強化法における認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対する助成について、適切かつ円滑に実施できるよう関係規程等を整備した上で第六期中期目標期間中に事業を開始し、知財の戦略的活用の支援強化を図る。</li> </ul> <p><b>【指標】</b> (定量指標) 指標 1－1：関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、12,000件以上を達成する。</p> <p>指標 1－2：関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 1－3：伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までに、累計200社以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。       <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度：50社以上</li> <li>令和7年度：50社以上</li> <li>令和8年度：50社以上</li> <li>令和9年度：50社以上</li> </ul> </p> <p>指標 1－4：伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】</p> <p><b>(定性指標)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I N P I T 法第十一条第七号に追加された中小企業者・試験研究機機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助成業務については、海外への事業展開等を計画している中小企業者等に対して、海外における発明、実用新案、意匠または商標の権利化のための出願等に要する経費の一部を助成する事業の実施に向けて、令和6年度においては関係規程等の整備を行う。</li> <li>産業競争力強化法第三十四条の二及びI N P I T 法第十一条第一項第十号に追加された常用従業員数 2,000 人以下の会社等（中小企業者を除く）のうち、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な特定中堅企業者により策定された成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定した場合、当該事業再編計画の実施に必要となる知的財産の観点からの調査・分析に要する経費の一部を助成する事業の実施に向けて、令和6年度においては関係規程等の整備を行う。</li> </ul> <p><b>【指標】</b> (定量指標) 指標 1－1：関係機関との連携件数について、令和6年度は、12,000件以上を達成する。</p> <p>指標 1－2：関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、令和6年度は、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標 1－3：伴走型支援を行った企業数について、第六期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計200社以上を支援）を達成すべく、令和6年度は、50社以上を達成する。</p> <p><b>(定性指標)</b></p>
--	---	--

<p>指標1－5：認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p>	<p>指標1－5：認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p>	<p>指標1－5：認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p>
<p>指標1－6：関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ（知財人材育成）に貢献する。</p>	<p>指標1－6：関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ（知財人材育成）に貢献する。</p>	<p>指標1－6：関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ（知財人材育成）に貢献する。</p>
<p>指標1－7：伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPITの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”的な向上に貢献する。</p>	<p>指標1－7：伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPITの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。</p>	<p>指標1－7：伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというINPITの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。</p>
<p>指標1－8：中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p>	<p>指標1－8：中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p>	<p>指標1－8：中小企業者・試験研究機関等に対して、事業者の経営戦略や試験研究機関等の研究開発の方向性も踏まえつつ知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、「知的財産経営」の自走や研究開発成果の社会実装の促進に貢献する。</p>
<p>指標1－9：産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。</p>	<p>指標1－9：産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。</p>	<p>指標1－9：産業競争力強化法における特定中堅企業者のうち事業再編計画の認定を受けた者及び特定新需要開拓事業者に対して助言を行うにあたっては、既存のリソース及びこれまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、当該事業者の経営戦略の方向性も踏まえながら、知的財産の活用や課題解決に資する助言を行い、イノベーション促進に貢献する。</p>
<p>指標1－10：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献</p>	<p>指標1－10：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献する。</p>	<p>指標1－10：工業所有権の保護及び利用を図るための助成事業については、INPITの既存の支援施策とのシナジーによる知財の戦略的活用支援の強化と、効率的な事業実施の両立を考慮しつつ、ワンストップ知財支援の実現及びイノベーション促進に貢献する。この</p>

	する。		ため、令和6年度は事業実施のための準備を行う。
--	-----	--	-------------------------

I-2 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	<p><b>2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</b></p> <p>特許公報等の産業財産権情報はイノベーションの基礎となる情報であり、INPITは引き続き産業財産権情報のインフラを整備し、迅速かつ安定的な情報提供を行う。また、産業財産権情報を知的財産経営に有効に活用する方策を広く普及する取組を促進する。</p> <p><b>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</b></p> <p>特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）をはじめとした、国内外の産業財産権情報を提供するためのインフラを安定的に提供するとともに、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、更なる利便性向上に向け、現行のシステムの刷新も見据えた必要な見直しを検討・実施する。また、産業財産権情報の有効活用を促すため、全国各地において参加可能なセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実を図る。さらに、INPITは「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として位置づけられていることを踏まえ、公報閲覧室を設置し、我が国の公報を全件閲覧可能とする。</p>	<p><b>2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</b></p> <p>特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等を安定的に運営し、インターネットを通じて誰でも容易に産業財産権情報にアクセスできる環境を提供するとともに、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、我が国の公報を閲覧に供する公報閲覧室を運営する。</p> <p>また、中小企業等においても活用しやすい経営課題解決のための知的財産情報分析手法を公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。</p> <p><b>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</b></p> <p><b>①特許情報プラットフォーム等による安定した情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）について、国内外の産業財産権情報を着実に提供するため、安定的な運用を行う。</li> <li>• 更なる利便性向上を図るため、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、システムの刷新も視野に必要な見直し及び内容の充実等を検討・実施する。</li> <li>• 中小企業等による産業財産権情報の利活用を促すため、全国各地においてセミナー等の開催（オンライン形式を含む）や利活用方法を紹介するマニュアルの作成・配布等、利用促進のための活動を積極的に行う。</li> </ul>	<p><b>2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用</b></p> <p>特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等を安定的に運営し、インターネットを通じて誰でも容易に産業財産権情報にアクセスできる環境を提供するとともに、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、我が国の公報を閲覧に供する公報閲覧室を運営する。</p> <p>また、中小企業等においても活用しやすい経営課題解決のための知的財産情報分析手法を公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。</p> <p><b>(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供</b></p> <p><b>①特許情報プラットフォーム等による安定した情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）及び画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の安定的な運用を図ることにより、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、年間稼働率100%を目指す。</li> <li>• J-PlatPat等の産業財産権情報を提供する情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等をモニタリングし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、正確に記録を残すとともに、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切に対応する。</li> <li>• 情報システム及びソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、J-PlatPat等の産業財産権情報を提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</li> </ul> <p><b>&lt;特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• J-PlatPatにおいて、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和4年10月14日改定）に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行い、迅速かつ安定的な情報提供に努める。直近では、審判システム刷新対応及び商標コンセント制度への対応等の開発について、特許庁と連携し、プロジェクトの遅延がないように進捗管理を行う。また、法改正等が実施される場合は、必要な対応を行う。</li> <li>• システムの刷新も視野に入れつつ、ユーザー体験向上に資するユーザー・インターフェースに必要な調査を行う等、必要な見直し及び内容の充実等を検討する。</li> </ul>
---	--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業による知財経営に資する今後の情報提供等について、ユーザーニーズ及び事業者等の問題意識を把握しつつ、適切な情報提供を行うためのサービス及び機能のあり方について費用対効果も含め検討を行い、必要に応じて開発を進める。</li> </ul> <p><b>&lt;画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Graphic Image Parkにおいて、特許庁の要請に基づいて引き続き、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。</li> <li>システムの刷新も視野に入れつつ、利用者ニーズを踏まえた、利用者の利便性向上に資するシステム改造について、費用対効果を考慮しながら検討する。</li> </ul> <p><b>&lt;産業財産権情報提供サービスの利用者の拡大&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>J-PlatPat 及び Graphic Image Park の機能、操作方法又は活用実例等を記載したマニュアル、パンフレット等を作成し、知財総合支援窓口をはじめ、大学、高等専門学校等の教育機関を通じて広く配布するとともに、ホームページを通じた電子的な提供を行う。</li> <li>J-PlatPat 等の利用者拡大のため、利用方法を具体的に紹介するオンライン講習会を定期的に開催する。さらに、企業等個々の水準に則した個別説明会を、知財総合支援窓口等、館内の他事業とも連携を図りつつ、より実効的に開催（オンライン形式を含む）し、併せて、J-PlatPat の機能及び利活用法に係るニーズを収集する。</li> <li>J-PlatPat の利活用等を促す動画については、利用者のニーズ、よくある質問、近年の機能改善等を踏まえて、IP e Plat 等のコンテンツを随時更新するとともに、新たなコンテンツも積極的に提供する。</li> <li>Graphic Image Parkにおいては、講習会を実施する等、特許庁とも連携して周知に努め、ユーザーの利用を促す。</li> </ul> <p><b>②中央資料館としての情報提供等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館としての任務を遂行するために公報閲覧室を運営し、我が国の公報を発行日即日に全件閲覧可能とする。</li> <li>特許審査官が利用する機器と同等の検索機能を有した高度検索閲覧用機器を公報閲覧室に設置し、来訪者の利用に供する。</li> </ul> <p><b>②中央資料館としての情報提供等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた中央資料館としての任務を遂行するために公報閲覧室を運営し、我が国の公報を発行日即日に全件閲覧可能とする。</li> <li>特許審査官が利用する機器と同等の検索機能を有した高度検索閲覧用機器を公報閲覧室に設置し、来訪者の利用に供する。</li> <li>検索指導員は来訪者の先行技術文献調査、閲覧を支援する。また、高度検索閲覧用機器の機能及び操作方法の理解の促進のため、講習会を原則、毎月開催する。</li> <li>閲覧室利用者を対象に、閲覧サービスの向上のため、サービス</li> </ul>
--	--	---

		<p><b>③知的財産活用に資する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外における権利取得・事業展開に寄与する情報を提供するため、新興国等知財情報データバンクを安定的に運用するとともに、利用者のニーズを把握し記事の追加・更新を行う。</li> <li>・ 開放特許情報データベースを安定的に運用するとともに、その利用が促進されるよう周知活動を行う。</li> <li>・ 企業・大学等の知財活用の取組事例や知財経営に有用な情報等を発信するために、フォーラムを毎年度開催する。</li> <li>・ セミナー等を通じて知財やINPITに関する情報発信を定期的に行うとともに、知財に関するステークホルダーが相互に交流する機会を提供する。</li> </ul>	<p>内容に関するアンケート調査を実施する。</p> <p><b>③知的財産活用に資する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外における権利取得、事業展開に寄与する情報を提供するため、新興国等知財情報データバンクについて、令和6年度運用開始の新システムを安定的に運用しつつ、ユーザーニーズを継続的に把握し、コンテンツを計画的に充実する。</li> <li>・ 開放特許情報データベースの安定的な運用に努めつつ、知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を行うとともに、企業等を訪問し、データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を行う。</li> <li>・ 特許庁と協力し、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえてフォーラムの企画を行い、オンライン配信等も含めて開催形式を検討し、実施する。</li> <li>・ 知財やINPITに関する情報発信を行うための取組として、新たに定期的なメールマガジンの発行、オンラインセミナーの配信などを行うとともに、交流会を開催し、中小企業、スタートアップ、支援機関等が対面で情報交換できる機会を提供する。</li> <li>・ 近畿統括本部においては、定期的にウェブサイトやメールマガジン等を通じて知財経営の実践に資する情報発信を行うとともに、地域中小企業等のニーズを踏まえて、セミナー、フォーラム等を実施する。また、支援先企業同士の有機的な連携及び情報交換を推進するための機会を提供する。</li> </ul>
		<p><b>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進</b></p> <p>企業が経営戦略や事業戦略を検討する際には、知的財産の情報を加味した上で分析することが重要である。中小企業等に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、課題解決策を提案する支援を行うとともに、支援を通じて有効であった事例を分析し、中小企業等に適した分析モデルとして公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。</p>	<p><b>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行って、それから導き出される強みを活かした解決策を提案する支援（いわゆる「IPランドスケープ支援」という。）を行う。</li> <li>・ 上記支援の事例から、経営判断に資する情報を得るために分析手法を整理・類型化してモデル化し、それを公開し広く周知活動を行うことにより、中小企業等における特許情報等の活用を促す。</li> </ul> <p><b>(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等が抱える経営や事業の課題について、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、それから導き出される強みを活かした解決策を提案する（以下、「IPランドスケープ」という。）支援を実施する。</li> <li>・ IPランドスケープ支援の結果が、中小企業等の経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等、課題解決に向けた戦略策定に具体的かつ有効に活用されたかどうか、ヒアリング等を通じたフォローアップ調査を行う。</li> <li>・ 中小企業等へIPランドスケープの有効性を周知するために、IPランドスケープに関するセミナーの開催や、令和5年度に作成したマニュアル及び事例集の提供を行う。</li> <li>・ 令和6年度については、令和5年度に作成したマニュアル及び事例集を踏まえて、よりIPランドスケープの自走に資するような支援事例の充実化を図った支援事例集の作成を行うとともに、IPランドスケープに関するセミナーの開催や、マニュアルの改訂を行っていく。</li> </ul>

			もに、特許庁の施策立案に資するように、特許庁に対して、作成した支援事例集の提供や意見交換等を通じたフィードバックを行う。
【指標】 (定量指標) 指標 2－1：知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000 以上を達成する。  指標 2－2：J-PlatPat の企業活動における利活用状況（J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況）を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が 2/3 以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】  指標 2－3：「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する（以下「IP ランドスケープ」という。）ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80 件以上を達成する。  指標 2－4：中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40 件以上を達成する。（アウトカム指標）【困難度高】  (定性指標) 指標 2－5：マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが	【指標】 (定量指標) 指標 2－1：知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000 以上を達成する。  指標 2－2：J-PlatPat の企業活動における利活用状況（J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況）を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が 2/3 以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】  指標 2－3：「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する（以下「IP ランドスケープ」という。）ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80 件以上を達成する。  指標 2－4：中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40 件以上を達成する。（アウトカム指標）【困難度高】  (定性指標) 指標 2－5：マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが	【指標】 (定量指標) 指標 2－1：知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。令和 6 年度は、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000 以上を達成する。  指標 2－2：J-PlatPat の企業活動における利活用状況（J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況）を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、令和 6 年度は、具体的に利活用が出来た割合が 2/3 以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】  指標 2－3：IP ランドスケープ支援を実施する。令和 6 年度は、80 件以上を達成する。  指標 2－4：中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、令和 6 年度は、40 件以上を達成する。（アウトカム指標）【困難度高】  (定性指標) 指標 2－5：マニュアル、講習会テキスト、及び動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズする	

	<p>必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。</p> <p>指標 2－6：IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。</p>	<p>必要。ユーザーの生声に基づいて、マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。</p> <p>指標 2－6：IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。</p>	<p>ことが必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。</p> <p>指標 2－6：IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表する準備を実施するとともに、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。</p>
--	---	--	--

I-3 知財エコシステムを支える人材育成	<b>3. 知財エコシステムを支える人材育成</b>  中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家などターゲットを明確化して研修プログラムを充実させる。そして、特許庁及びINPITが有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等について、インターネット経由で広く提供するためのプラットフォーム（IP ePlat）を積極的に活用して知的財産関連人材の量的・質的拡大を図る。  <b>(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</b> 企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的・計画的に開発し知財人材育成教材の利用拡大を図る。さらに、INPITが実施する研修における利用に加え、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等での利活用も促し、普及の拡大を図る。	<b>3. 知財エコシステムを支える人材育成</b>  中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家等も含め、ターゲットを明確化した研修プログラムを開発・充実させる。また、特許庁及びINPITが有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等を、インターネット経由で提供するプラットフォーム（IP ePlat）を効果的に活用して広く提供し、知的財産関連人材の量的・質的拡大を図ることにより中堅・中小・スタートアップ企業、大学等の自発的な知財の戦略的活用を促す。  <b>(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</b> 企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、連携パートナー等のニーズを随时把握しつつ、各対象者に適したIP ePlatに掲載する知財人材育成のコンテンツを体系的・計画的に開発、改善する。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 知財エコシステムの担い手の育成に資するよう、知財マネジメントに関する教材を充実化し、普及拡大を図る。</li><li>• 開発した教材のコンテンツ等について、INPITが実施する研修における利用に加え、中小企業支援機関等の関係機関や企業・団体・大学・高等学校等での利活用を積極的に促すとともに知財人材育成教材に関する情報提供を適時に実施し、IP ePlat等を通じて普及拡大を図る。</li><li>• 企業・行政機関等の人材を対象として、INPITが実施する研修について、研修受講者等のニーズを把握し研修を改善する。</li></ul>	<b>3. 知財エコシステムを支える人材育成</b>  中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家等、ターゲットを明確化した研修プログラムを開発し、充実させる。また、特許庁及びINPITが有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発、作成した知財人材育成教材等を、インターネット経由で提供するプラットフォーム（IP ePlat）を効果的に活用して広く提供することにより、知的財産関連人材の量的・質的拡大を図るとともに中堅・中小・スタートアップ企業、大学等の自発的な知財の戦略的活用を促す。  <b>(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進</b> <IP ePlatに掲載する知財人材育成教材のコンテンツ> <ul style="list-style-type: none"><li>• 企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、連携パートナー等のニーズを随时把握しつつ、各対象者に適したIP ePlatに掲載する知財人材育成教材のコンテンツを体系的、計画的に開発、改善する。IP ePlatに掲載する知財人材育成教材のコンテンツ開発計画を半年単位で策定し、当該計画に沿ってコンテンツ開発を行い、IP ePlatに掲載する。また、完成したコンテンツは、産業展示会に出展した際にデモンストレーションを行うとともに関係機関の協力も得ながら各方面への普及を図ることで、IP ePlatの利活用を促進する。</li><li>• IP ePlatの利便性をより高いものとするため、市場に流通するユーザー・インターフェース等を調査し、次世代IP ePlatのあり方を検討する。</li></ul> <知財マネジメントに関する知財人材育成教材> <ul style="list-style-type: none"><li>• 知財エコシステムの担い手の育成に資するよう、関係機関と連携し、INPITが開催する知財関連研修において、知財マネジメントに関する知財人材育成教材を活用する。</li><li>• 知財マネジメントに関する知財人材育成教材を利用できる者を育成するべく、弁理士等を対象にセミナー講師育成に資する研修を開催し、教材利用者の増加を図る。また、企業、団体、大学等において教材が利用されるよう情報提供を行い、IP ePlat等を通じて知財マネジメントに関する知財人材育成教材の利用を促す。</li><li>• 中小企業等における知財の取組等についてヒアリングを行い、知財マネジメントに関する知財人材育成教材の新規事例のテーマを選定する。</li></ul>
-------------------------	--	---	--

		<p>&lt;企業・行政機関等の人材に対する研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業、行政機関等の人材に対する研修として、①出願品質の向上と効果的な知財戦略を実施できる力を養うことを目的に、特許情報の調査能力向上に資する、審査官のサーチ戦略、進歩性の判断の手法等を共有する研修、②中小・ベンチャー企業の人材を主な対象に知的財産の保護及び活用能力の育成を図るための研修、③知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための研修等を実施する。</li> <li>I N P I T が実施する企業、行政機関等の人材に対する研修において、研修受講生に対して、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施し、研修の改善を進める。知財担当者にとどまらず、経営層や関係機関の支援人材、専門家等を対象とした新たな研修科目の検討を行う。</li> <li>知財支援人材向けのスキルマップを作成して、スキルマップ及び各種研修コンテンツを対応付けるとともに、今後必要となる研修についての検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;産業財産権制度説明会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等の知財部門に新たに配属された社員等を対象として、制度の概要を中心に各種支援策等もわかりやすく解説する初心者向け産業財産権制度説明会を、特許庁と連携しつつ実施する。</li> <li>受講者の意見をアンケートにて収集し、次年度の説明会の充実を図る。</li> </ul> <p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <p>学生・生徒などの若年層の知財マインドを醸成するため、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施する。また、高校生や高等専門学校学生などへの、知財の創造から保護、活用まで総合的な知財マインドの醸成を目的とした知財学習に対する支援を実施する。</p> <p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生・生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しつつ、毎年度、実施する。</li> <li>「未来の産業人材」である学生・生徒等の総合的な知財マインドを育むため、知財の創造のみならず、知財の保護・活用についての知識や情意、態度を育む知財学習に取組む高等学校及び高等専門学校を支援する。</li> </ul> <p>(2) 若年層に対する知財学習支援</p> <p>&lt;パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生、生徒等の若年層の知財マインドを醸成するため、全国各地の学生、生徒等の発明や意匠の創作を推奨し、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力し実施する。</li> <li>コンテストの更なる普及を目指して、複数の地域で発明体験ワークショップを開催し、学生、生徒等に向けてコンテストの情報発信を行い、応募を促す。</li> </ul> <p>&lt;未来の産業人材の育成に向けた知財学習支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「未来の産業人材」である学生、生徒等の総合的な知財マインドを育むため、知財学習に取組む高等学校及び高等専門学校を支援する知財力開発校支援事業を新たに普通科高校も対象に含めて実施する。事業参加校を対象にアンケート調査を実施し、事業の成果の把握、分析及び改善を行う。</li> </ul>
--	--	---

	<p><b>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</b> INPITと中国、韓国及びASEAN諸国等の知財人材育成機関との間で、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等に関する連携・協力を引き続き推進する。</p> <p><b>【指標】</b> (定量指標) 指標3-1：IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、中期目標期間終了時までに、累計66本以上を達成する。</p> <p>指標3-2：INPITが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時までに、INPITが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者（以下「教材利用者」という。）の合計、累計28,000者以上を達成する。（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】</p>	<p><b>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</b> • 知財人材育成の取組を深化させるため、中国・韓国及びASEAN諸国等の知財人材育成機関と、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行う国際会合や一般公開セミナー等の実施等の連携・協力を引き続き推進する。</p> <p><b>【指標】</b> (定量指標) 指標3-1：IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、中期目標期間終了時までに、累計66本以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。 ➤ 令和6年度：16本以上 ➤ 令和7年度：16本以上 ➤ 令和8年度：16本以上 ➤ 令和9年度：18本以上</p> <p>指標3-2：INPITが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時までに、INPITが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者（以下「教材利用者」という。）の合計、累計28,000者以上を達成するため、毎年度の指標を以下のとおり定める。（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】 ➤ 令和6年度：7,000者以上 ➤ 令和7年度：7,000者以上 ➤ 令和8年度：7,000者以上 ➤ 令和9年度：7,000者以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知財力開発校支援事業を終了した高等学校等において知財学習が継続できる環境整備を促進するため、これらの取組に協力的な事業を実施している民間企業等を調査し、これを公表するとともに、知財学習に資する知財人材育成教材等の情報提供を行う。</li> </ul> <p><b>(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日中の知財人材育成機関会合を主催し、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行う。また、日中韓3か国間の知財人材育成機関会合及び合同セミナーを行う。</li> <li>ASEAN諸国との知財人材育成機関と、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等を行う国際会合を実施し、あわせて一般公開セミナーを実施する等の連携協力を引き続き推進する。</li> <li>セミナー開催の要請のあったカンボジア等について、知財教育に関するセミナーの実施に向けた検討を行う。</li> </ul> <p><b>【指標】</b> (定量指標) 指標3-1：IP ePlatに掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、第六期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計66本以上）を達成するため、令和6年度は、16本以上を達成する。</p> <p>指標3-2：INPITが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時までに、INPITが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者の合計、累計28,000者以上を達成するため、令和6年度は、7,000者以上を達成する。 （アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】</p>
--	--	---	--

	<p>(定性指標) 指標 3－3 :IP ePlat 自体はフル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>	<p>(定性指標) 指標 3－3 :IP ePlat 自体はフル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>	<p>(定性指標) 指標 3－3 :IP ePlat 自体はフル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。</p>
--	--	--	--

I-4	<p><b>4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献</b></p> <p>INPITが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施する。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修</p> <p>特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。また、研修カリキュラムについて、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。</p> <p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <p>「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(平成2年法律第30号)に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。また、特許庁審査官のニーズに応えられるレベルまで文献調査能力を向上させるため、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。</p> <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p>特許庁の審査資料として特許協力条約に規定する文献や特許公報以外の技術文献等を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供するとともに、出願書類の保管・出納業務、特許庁庁舎における相談窓口業務を着実に実施する。また、国際協力に関する特許庁の取組を支援するため、引き続き、我が国の産業財産権情報の英訳等の作成を行う。</p>	<p><b>4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献</b></p> <p>特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するため、特許庁職員等に対する研修、審査・審判資料の整備・提供等の業務を、引き続き着実に遺漏なく実施する。</p> <p>(1) 特許庁職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許庁と緊密に連携しつつ、「世界最速・最高品質」の審査の実現を始めとする特許行政に必要な研修に重点化を図りながら、特許庁の「研修計画」に則り研修を確実に実施する。</li> <li>INPITが提供した特許庁職員向け研修について、特許庁研修担当者へのヒアリングを実施して研修の運営状況や効果等を精査・評価し、より効率的な研修となるよう適宜改善を図る。</li> </ul> <p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許庁の「調査業務実施者育成研修実施方針」に従い、先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者を育成する法定研修を確実に実施する。</li> <li>特許庁の審査官のニーズに適切に対応できる文献調査能力及び対話能力を有する調査業務実施者を育成するため、受講者個人に対して研修期間中に自らの課題を認識させるためのフィードバックを実施する。</li> <li>より効率的かつ効果的な研修となるよう、評価委員会を開催し、研修カリキュラムの内容を精査及び評価し、適宜改善を行う。</li> </ul> <p>(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許審査・審判資料として必要な特許協力条約に規定する文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術文献、意匠及び商標審査・審判に必要な商品カタログや雑誌等の資料を収集・管理し、特許庁審査部及び審判部に提供するとともに、出願人等から当該資料の閲覧請求があった場合に閲覧に供する。</li> <li>特許庁が審査及び審判で引用した技術文献を証拠資料として管理するため、特許庁の文献データベースに電子文書化した</li> </ul>
-----	---	--

	<p><b>【指標】</b> (定量指標)</p> <p>指標 4－1：特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。</p> <p>指標 4－2：特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供了特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 4－3：特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。</p>	<p>求めに応じ迅速に出納管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許庁舎内に相談窓口を置き、出願方法等の産業財産権手続に関する相談に的確に対応する。</li> <li>特許行政における国際協力の一環としての我が国公報の英文抄録作成、特許分類の英訳作成等を行い、特許庁の取組を支援する。</li> </ul> <p><b>【指標】</b> (定量指標)</p> <p>指標 4－1：特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。</p> <p>指標 4－2：特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供了特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 4－3：特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。</p>	<p>技術文献を確実に蓄積する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許庁の行政文書である出願書類（包袋等）を適切かつ確実に保管し、特許庁からの貸し出し請求に対して迅速に対応する。また、特許庁からの包袋廃棄の依頼に基づき引き渡しを行う。</li> <li>特許庁舎内に産業財産権相談窓口を設け、出願方法等の産業財産権手続きに関する相談に的確に対応する。</li> <li>知的財産相談・支援ポータルサイトの安定的かつ円滑な運用を継続実施する。</li> <li>特許行政における国際協力の一環としての我が国公開特許公報の英文抄録の作成、特許分類の英訳の作成等を行い、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等に対しても提供を行い、特許庁の取組を支援する。また、日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工及び編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供する。</li> </ul> <p><b>【指標】</b> (定量指標)</p> <p>指標 4－1：特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。 特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、令和6年度は、400科目数以上を達成する。</p> <p>指標 4－2：特許庁の職員研修担当者に対し、INPITが提供了特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、令和6年度は、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標 4－3：特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。</p>
--	--	---	--

II. 業務運営の効率化に関する事項	<p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。</p> <p><b>1. 業務の効果的な実施</b></p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたP D C Aマネジメント 各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、P D C Aサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成 今後のI N P I Tの業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。 さらに、I N P I Tが知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、「知財」と「経営」を上手く結びつけられる人材の確保が求められるところ、企業経営について専門的な知識を有する人材を採用できるよう検討を進める。</p>	<p><b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</b></p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。</p> <p><b>1. 業務の効果的な実施</b></p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたP D C Aマネジメント ・ 各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、P D C Aサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 ・ 外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、事業上の課題や事業内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施すること等により、業務のより効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成 ・ 今後のI N P I Tの業務・組織体制等も見据えて、引き続き、プロパー職員を計画的に採用する。 ・ プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承及びモチベーションの維持・向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し計画的な人事配置を行うとともに、今後のI N P I Tの中核を担う人材として育成するため、業務に必要な専門知識からゼネラリストとしての幅広い知識まで習得できる内容の研修を行う。 ・ I N P I Tが知財経営支援の中核機関としての役割を果たすため、知財と企業経営を上手く結びつける専門的な知識を有する人材（知財戦略エキスパート等）を採用する。 ・ 知財戦略エキスパート等の専門人材の育成のために、知財支援人材向けのスキルを整理して、必要となる研修を行う。</p>	<p><b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</b></p> <p>国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長のリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行う。</p> <p><b>1. 業務の効果的な実施</b></p> <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたP D C Aマネジメント ・ 中期目標及び年度計画を達成するため、活動モニタリング指標等を活用しつつ、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。 ・ 具体的には、本年度の業務運営を適切に実施するため、活動モニタリング指標等を定め、役員会、幹部会及び定例会等の会議体を通じて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、進捗の遅れや問題が生じたときには迅速に改善策を講じる。</p> <p>(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用 ・ 外部有識者等の人材が有している知見及びノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、事業上の課題や事業内容の見直しの方向性について外部有識者へヒアリングを実施すること等により、業務のより効果的な実施を図る。</p> <p>(3) プロパー職員の採用と育成 ・ 今後のI N P I Tの業務及び組織体制等も見据えて、引き続き、プロパー職員を計画的に採用する。 ・ プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承及びモチベーションの維持、向上のため、計画的な人事配置を行ふとともに、今後のI N P I Tの中核を担う人材として育成するため、業務に必要な専門知識からゼネラリストとしての幅広い知識まで習得できる内容の研修を行う。 ・ I N P I Tが知財経営支援の中核機関としての役割を果たすため、知財と企業経営を上手く結びつける専門的な知識を有する人材（知財戦略エキスパート等）を採用する。 ・ 知財戦略エキスパート等の専門人材の育成のために、知財支援人材向けのスキルを整理して、必要となる研修を行う。</p>
--------------------	--	---	--

<p><b>2. 業務運営の合理化</b></p> <p>デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、デジタルを活用した利便性の高い情報分析のためのITサービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析及び組織内業務の効率化を推進する。</p> <p><b>3. 業務の適正化</b></p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。</p> <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化 委託等により実施する業務については、INPITが策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。</p> <p>(3) 組織体制及び業務の見直し 政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似業務との統合等を進める。</p> <p><b>4. 給与水準の適正化</b></p> <p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p>	<p><b>2. 業務運営の合理化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、情報分析や事務手続の簡素化に有用なITサービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析によるサービス向上及び組織内事務処理の効率化を推進する。</li> </ul> <p><b>3. 業務の適正化</b></p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。</p> <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化 委託等により実施する業務については、競争性のある調達を原則とし、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。 契約監視委員会の活用や調達結果の公表等により、契約における透明性を確保する。</p> <p>(3) 組織体制及び業務の見直し 政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応できるよう、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制、事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合等を進める。</p> <p><b>4. 給与水準の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。</li> </ul>	<p><b>2. 業務運営の合理化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄積された相談データを分析するツールを整備するとともに、地域の中小企業・スタートアップ等へのサービス向上に資する情報の分析と利活用を進める。</li> <li>事務手続きの一層の簡素化、迅速化を図るとともに、情報システム利用者の利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む）に資するよう、継続的に見直しを行い、業務の効率化に向けた改善を図る。</li> </ul> <p><b>3. 業務の適正化</b></p> <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化 中期目標に定める「一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加及び拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。」を達成するため、引き続き、業務見直しにより、効率化を図る。</p> <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化 令和6年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による点検と改善すべき点についての意見に基づいて、一者応札及び一者応募の解消を含め契約の適正化を推進する。 また、契約における透明性と公平性を確保するため、契約監視委員会の活用に加え、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容の充実、調達結果の公表等を行う。</p> <p>(3) 組織体制及び業務の見直し 政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応できるよう、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・特許庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制、事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合等を進める。</p> <p><b>4. 給与水準の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。</li> </ul>
---	---	---

	<p><b>5. 情報システムの整備及び管理業務</b></p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)（以下「政府方針」という。）に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。</p> <p>また、クラウドサービスを利用できる場合、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により情報システムの調達を進める。</p> <p>加えて、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMOの支援実績</li> <li>・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績</li> <li>・ クラウドサービスの活用実績</li> </ul>	<p>・ 紹与水準の検証結果等は毎年度、ホームページで公表する。</p> <p><b>5. 情報システムの整備及び管理業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) 等の政府方針に従い、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で適切に行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。</li> <li>・ また、情報システムの調達時にクラウドサービスを利用できる場合は、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書を作成し、調達を実施する。</li> <li>・ 加えて、情報システムの整備及び管理にあたっては、情報システムの利用者に対する操作性、機能性等の改善や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</li> </ul> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMOの支援実績</li> <li>・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績</li> <li>・ クラウドサービスの活用実績</li> </ul>	<p>・ 紹与水準の検証結果等は、ホームページで公表する。</p> <p><b>5. 情報システムの整備及び管理業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) 等の政府方針に従い、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で適切に行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。</li> <li>・ また、情報システムの調達時にクラウドサービスを利用できる場合は、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書を作成し、調達を実施する。</li> <li>・ 加えて、情報システムの整備及び管理にあたっては、情報システムの利用者に対する操作性、機能性等の改善、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</li> </ul> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMOの支援実績</li> <li>・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績</li> <li>・ クラウドサービスの活用実績</li> </ul>
--	--	---	---

III. 財務内容の改善に関する事項	V 財務内容の改善に関する事項	III 貢献内容の改善に関する事項	III 貢献内容の改善に関する事項
<p><b>1. 貢献内容に関する信頼性と透明性の確保</b></p> <p>「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。</p> <p><b>2. 効率化予算による運営</b></p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p><b>3. 業務コストの削減</b></p> <p>管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。</p> <p><b>4. 自己収入の確保</b></p> <p>受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修の内容・効果等を勘案して、受講料を徴収する新規研修の検討を、また、産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの有償化についての検討を行う。</p>	<p><b>1. 貢献内容に関する信頼性と透明性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は、毎年度ホームページで公表する。</li> </ul> <p><b>2. 効率化予算による運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金を充当して行う業務については「II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。</li> <li>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</li> </ul> <p><b>3. 業務コストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、グリーン購入法による調達など持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。</li> </ul> <p><b>4. 自己収入の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図る。例えば、民間等の人材を対象とした受講料を徴収する新たな研修の検討や、中小企業等の産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの2回目以降の受講に対する有償化の要否を検討する。</li> </ul>	<p><b>1. 貢献内容に関する信頼性と透明性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は、ホームページで公表する。</li> </ul> <p><b>2. 効率化予算による運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金を充当して行う業務については「II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。</li> <li>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</li> </ul> <p><b>3. 業務コストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析、契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、グリーン購入法による調達など持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。</li> </ul> <p><b>4. 自己収入の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、普及・啓発の観点からも精査を重ねたうえで、受益者負担の拡充を適切に検討する。例えば、民間等の人材を対象とした受講料を徴収する新たな研修の検討、中小企業等の産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの2回目以降の受講に対し、必要に応じ有償化の要否を検討する。</li> </ul>	

IV. その他業務運営に関する事項	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p><b>1. 内部統制の充実・強化</b></p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付総管第322号総務省行政管理局通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づき、INPITの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <p>INPITが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。</p> <p>また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえて、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に基づき、INPITの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群を踏まえて定めた「情報・研修館セキュリティポリシー」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、必要に応じてINPITによるヒアリング等を実施する。</p> <p>さらに、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)等が提供する情報システムの脆弱性等に関する情報に基づき、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。</p>	<p>IV その他業務運営に関する重要事項</p> <p><b>1. 内部統制の充実・強化</b></p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>INPITの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を、毎年度実施する。</li> <li>INPITの業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を毎年度実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、必要に応じて監事の意見を聴取し、必要な措置を指示する。</li> </ul> <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>INPITが運用する全ての情報システムについて、「独立行政法人工業所有権情報・研修館情報セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」(以下、「情報・研修館セキュリティポリシー等」という。)に基づいて、取り扱う情報の格付けに応じた必要なセキュリティ対策を実施する。</li> <li>また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が作成した政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下、「統一基準群」という。)を踏まえて、INPITの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群に基づいて策定した情報・研修館セキュリティポリシー等を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施し、外部委託等によりINPITが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況についてもヒアリング等により、確認する。</li> <li>さらに、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)等が提供するINPITに関連する情報システムの脆弱性等の最</li> </ul>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p><b>1. 内部統制の充実・強化</b></p> <p>(1) 内部統制の基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>INPITの全ての役職員を対象として、内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解を促進し、日常の業務への反映を図るための研修を実施する。</li> <li>INPITリスク対応計画に則って各担当において業務を遂行する。その結果についてフォローアップを行うとともに、情勢変化等に応じて同計画を見直し、必要に応じて改定を行う。</li> <li>INPITの業務に関わる諸規程及び業務の遂行状況について、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、適法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化や改善に資することを目的として、監査室は、内部監査を実施し、内部監査報告書を理事長に提出する。理事長は、必要に応じて監事の意見を聴取し、必要な措置を指示する。</li> </ul> <p>(2) INPITの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>INPITが運用する全ての情報システムについて、「独立行政法人工業所有権情報・研修館情報セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」(以下、「情報・研修館セキュリティポリシー等」という。)に基づいて、取り扱う情報の格付けに応じた必要なセキュリティ対策を実施する。</li> <li>また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が作成した政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下、「統一基準群」という。)を踏まえて、INPITの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群に基づいて策定した情報・研修館セキュリティポリシー等を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施し、外部委託等によりINPITが管理・運用する情報システムのセキュリティ対策状況についてもヒアリング等により、確認する。</li> <li>さらに、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)等が提供するINPITに関連する情報システムの脆弱性等の最</li> </ul>
-------------------	---	--	---

		<p>する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。</p>	<p>新情報をチェックし、それらの情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデントが発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底することにより、情報セキュリティの強化を図る。</p>
	<p><b>2. 広報活動の強化</b></p> <p>I N P I T の支援施策の利用促進には、I N P I T の知名度・認知度を高めるとともに、知財の重要性についての理解の向上を図ることが重要である。</p> <p>I N P I T の知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について検討を行いつつ、I N P I T のブランド力を高めて広報活動を強化する。</p>	<p><b>2. 広報活動の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• I N P I T の知名度・認知度がまだ十分とは言えない現状に鑑みて、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、S N Sなどの媒体の更なる有効活用の方策を検討する。</li> <li>• これまでのI N P I Tにおける各種事業について、効果的な周知方法の検討を行った上で、全国の知財総合支援窓口や各経済産業局等、その他の関係機関等の協力を得ながら広報活動の強化を図る。</li> </ul>	<p><b>2. 広報活動の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• I N P I T の知名度及び認知度がまだ十分とは言えない現状に鑑みて、知財に関する総合的な支援機関としての知名度及び認知度を高めるため、S N Sなどの媒体の更なる有効活用の方策を検討する。</li> <li>• これまでのI N P I Tにおける各種事業について、効果的な周知方法の検討を行った上で、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、その他の関係機関等の協力を得ながら広報活動の強化を図る。</li> </ul>
	<p><b>3. 大規模災害等発生時の対応</b></p> <p>自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。</p>	<p><b>3. 大規模災害等発生時の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。</li> </ul>	<p><b>3. 大規模災害等発生時の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程、マニュアル等を点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。</li> </ul>

## 別紙

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく  
「財務内容の改善に関する事項」参考情報

(単位:百万円、%)

	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0
目的積立金	735			
積立金	1,220			
うち経営努力認定相当額				
その他の積立金等	0			
運営費交付金債務	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	11,554			
うち年度末残高(b)	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0%	0%	0%	0%

注)百万円未満の端数は四捨五入